

官報

号外

平成十八年六月六日

○第百六十四回 衆議院會議録 第三十四号

平成十八年六月六日(火曜日)

議事日程 第二十七号

平成十八年六月六日

午後一時開議

第一 消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

第四 原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

○本日の会議に付した案件

日程第一 消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第四 原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

○議長(河野洋平君) 午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

日程第一 消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(河野洋平君) 日程第一、消防組織法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長中谷元君。

消防組織法の一部を改正する法律案及び同報告書

(中谷元君登壇)

○中谷元君 たいま議題となりました消防組織法の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、災害の多様化等に対応した市町村の消防体制の整備及び確立を図るため、自主的な市町村消防の広域化の推進等を行うとするものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る五月二十三日日本委員会に付託され、同月三十日竹中総務大臣から提案理由の説明を聴取し、六月一日質疑を行い、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

日程第二 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(河野洋平君) 日程第二、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案、日程第三、社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長岸田文雄君。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

状況にかんがみ、これまで特別給付金として国債を支給してきましたが、その償還が終了するに当たり、改めて特別給付金を支給しようとするもので、その主な内容は、

第一に、特別給付金国債の償還を終えた戦傷病者等の妻に対し、特別給付金として額面百万円、十年償還の国債等を支給すること、

第二に、戦傷病者等である夫の死亡により戦没者等の妻となつてゐる者に対し、戦没者等の妻に対する特別給付金を支給すること等であります。

次に、社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案について申し上げます。

本案は、参議院先議に係るもので、日本とカナダ両国の年金制度への二重加入の防止等を目的に締結された社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定を実施するため、公的年金各法について、被保険者の資格及び給付の支給要件等に関する特例を設けようとするものであります。

両案は、去る五月三十日本委員会に付託され、三十一日川崎厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、六月二日に質疑を行った後、採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件 議長長の報告

日程第四 原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

○議長(河野洋平君) 日程第四、原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長原田義昭君。

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書(本号末尾に掲載)

〔原田義昭君登壇〕

○原田義昭君 たいま議題となりました日・欧州原子力共同体原子力協定につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

我が国政府は、欧州原子力共同体、いわゆるユーラトムとの間において、原子力の平和利用を確保するための協定について、平成十一年四月以来、交渉を重ねてまいりました。合意に達しましたので、本年二月二十七日、ブリュッセルにおいて本協定の署名が行われました。

この協定の締結により、我が国と欧州原子力共同体との間の原子力の平和利用の分野における協力並びに友好協力関係が一層推進されることとなります。

本協定の主な内容は、核物質等の移転その他の協力を行うための法的枠組みを整備すること、核物質等が平和目的のみに使用されること、核物質に国際原子力機関の保障措置を適用すること、適切な核物質防護措置をとること等であり、五月二十四日外務委員会に付託されたものであります。

外務委員会におきましては、三十一日麻生外務大臣から提案理由の説明を聴取し、六月二日質疑を行い、討論を行った後、採決を行いました結果、本件は多数をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

午後一時十一分散会

出席國務大臣

総務大臣 竹中 平蔵君
外務大臣 麻生 太郎君
厚生労働大臣 川崎 二郎君

○議長長の報告(条約送付及び通知)

一、去る一日、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。
分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源(ストラドリノグ魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定の締結について承認を求めるの件
二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件

に係る準備、対応及び協力に関する議定書の締結について承認を求めるの件
(法律公布案上及び通知)

一、去る一日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
公職選挙法の一部を改正する法律
意匠法等の一部を改正する法律
(通知書受領)

一、去る二日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
腐敗の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件
一、去る二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
探偵業の業務の適正化に関する法律
刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律
住生活基本法
(報告書及び文書受領)

一、去る二日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。
高齢社会対策基本法第八條第一項の規定に基づく「平成十七年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告
高齢社会対策基本法第八條第二項の規定に基づく「平成十八年度高齢社会対策」についての文書
科学技術基本法第八條の規定に基づく「平成十七年度科学技術の振興に関する年次報告」
(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
総務委員

辞任 補欠
安住 淳君 仲野 博子君
逢坂 誠二君 柚木 道義君
富田 茂之君 伊藤 涉君

一、去る二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議員運営委員

石関 貴史君 補欠 北神 圭朗君
北神 圭朗君 石関 貴史君

議員 久興君 糸川 正晃君
仲野 博子君 安住 淳君
柚木 道義君 逢坂 誠二君
伊藤 涉君 富田 茂之君
糸川 正晃君 亀井 久興君

一、昨五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

決算行政監視委員

富岡 勉君 補欠 金子善次郎君
西本 勝子君 橋本 岳君
太田 和美君 小川 淳也君
岡田 克也君 森本 哲生君
金田 誠一君 北神 圭朗君
田名部匡代君 吉田 泉君
亀井 久興君 糸川 正晃君
浮島 敏男君 阿部 俊子君
坂井 学君 藤野真紀子君
若宮 健嗣君 上野賢一郎君
池田 元久君 佐々木隆博君
北神 圭朗君 長島 昭久君
福田 昭夫君 山口 壯君
糸川 正晃君 滝 実君
小川 淳也君 近藤 洋介君
玄葉光一郎君 鈴木 克昌君
長島 昭久君 仲野 博子君
松本 剛明君 郡 和子君
吉田 泉君 津村 啓介君
東 順治君 高木美智代君
郡 和子君 市村浩一郎君
近藤 洋介君 田島 一成君
津村 啓介君 泉 健太君
佐藤 茂樹君 福島 豊君
高木美智代君 漆原 良夫君
土屋 正忠君 中川 泰宏君
鈴木 克昌君 岩國 哲人君
阿部 俊子君 井上 義久君
上野賢一郎君 浮島 敏男君
金子善次郎君 若宮 健嗣君
中川 泰宏君 富岡 勉君
橋本 岳君 西本 勝子君

一、去る一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

谷口 和史君 補欠 伊藤 涉君
伊藤 涉君 谷口 和史君

青少年問題に関する特別委員

泉 健太君 補欠 岡本 充功君
石井 郁子君 塩川 鉄也君
保坂 展人君 阿部 知子君
岡本 充功君 泉 健太君
塩川 鉄也君 保坂 展人君
阿部 知子君 保坂 展人君

日本国憲法に関する調査特別委員

加藤 勝信君 補欠 西銘恒三郎君
棚橋 泰文君 木原 誠二君
中野 正志君 秋葉 賢也君
早川 忠孝君 杉田 元司君
松野 博一君 坂井 学君
森山 眞弓君 七条 明君
山崎 拓君 安次富 修君
岩國 哲人君 仲野 博子君
逢坂 誠二君 菊田真紀子君
七条 明君 丹羽 秀樹君

一、去る二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

教育基本法に関する特別委員

小此木八郎君 補欠 坂井 学君
森 喜朗君 塩谷 立君
やまぎわ大志郎君 矢野 隆司君
奥村 展三君 鳩山由紀夫君
西村智奈美君 田名部匡代君
矢野 隆司君 大塚 拓君
田名部匡代君 達増 拓也君
大塚 拓君 やまぎわ大志郎君
坂井 学君 小此木八郎君
塩谷 立君 森 喜朗君
達増 拓也君 西村智奈美君
鳩山由紀夫君 奥村 展三君

外務委員

逢沢 一郎君 補欠 杉村 太蔵君
笠井 亮君 吉井 英勝君
杉村 太蔵君 逢沢 一郎君
吉井 英勝君 笠井 亮君

厚生労働委員

木村 義雄君 補欠 やまぎわ大志郎君
原田 令嗣君 三ッ矢憲生君
岡本 充功君 松本 謙公君
戸井田とおる君 馬渡 龍治君
馬渡 龍治君 戸井田とおる君
三ッ矢憲生君 原田 令嗣君
やまぎわ大志郎君 木村 義雄君
松本 謙公君 岡本 充功君

一、去る二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

教育基本法に関する特別委員

稲田 朋美君 補欠 西本 勝子君
白井日出男君 藤田 幹雄君
北村 誠吾君 関 芳弘君
小杉 隆君 飯島 夕雁君
中山 成彬君 加藤 勝信君
西銘恒三郎君 矢野 隆司君
松浪健四郎君 加藤 勝信君
松野 博一君 矢野 隆司君
森 喜朗君 塩谷 立君

一、去る二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

教育基本法に関する特別委員

稲田 朋美君 補欠 西本 勝子君
白井日出男君 藤田 幹雄君
北村 誠吾君 関 芳弘君
小杉 隆君 飯島 夕雁君
中山 成彬君 加藤 勝信君
西銘恒三郎君 矢野 隆司君
松浪健四郎君 加藤 勝信君
松野 博一君 矢野 隆司君
森 喜朗君 塩谷 立君

一、去る二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

教育基本法に関する特別委員

稲田 朋美君 補欠 西本 勝子君
白井日出男君 藤田 幹雄君
北村 誠吾君 関 芳弘君
小杉 隆君 飯島 夕雁君
中山 成彬君 加藤 勝信君
西銘恒三郎君 矢野 隆司君
松浪健四郎君 加藤 勝信君
松野 博一君 矢野 隆司君
森 喜朗君 塩谷 立君

若宮 健嗣君	土屋 正忠君
奥村 展三君	川内 博史君
松本 大輔君	高井 美穂君
山口 壯君	土肥 隆一君
石井 郁子君	笠井 亮君
谷本 龍哉君	坂井 学君
土屋 正忠君	橋本 岳君
西本 勝子君	馬渡 龍治君
馬渡 龍治君	清水清一朗君
飯島 夕雁君	小杉 隆君
加藤 勝信君	西銘恒三郎君
坂井 学君	松野 博一君
清水清一朗君	稲田 朋美君
塩谷 立君	森 喜朗君
関 芳弘君	北村 誠吾君
蘭浦健太郎君	中山 成彬君
橋本 岳君	若宮 健嗣君
藤田 幹雄君	白井日出男君
矢野 隆司君	松浪健四郎君
川内 博史君	奥村 展三君
高井 美穂君	松本 大輔君
土肥 隆一君	山口 壯君
笠井 亮君	石井 郁子君

一、昨五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
教育基本法に関する特別委員

辞任 補欠

山口 壯君	吉田 泉君
森本 哲生君	田嶋 要君
田嶋 要君	小川 淳也君
小川 淳也君	鈴木 克昌君
井上 信治君	岩屋 毅君
上野賢一郎君	西銘恒三郎君
木原 誠二君	戸井田とおる君
菅原 一秀君	大前 繁雄君
杉田 元司君	森 喜朗君
松本 純君	遠藤 利明君
御法川信英君	小此木八郎君
矢野 隆司君	海部 俊樹君
山内 康一君	白井日出男君
鈴木 克昌君	奥村 展三君
吉田 泉君	山口 壯君

(議案提出)

一、去る二日、議員から提出した議案は次のとおりである。
公職選挙法の一部を改正する法律案(鳩山邦夫君外四名提出)

(議案受領)

一、去る二日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
ダイオキシソ類に係る健康被害の救済に関する法律案

民法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案(内閣提出第九〇号)

法の適用に関する通則法案(内閣提出第四三三号)

(参議院送付)

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)(参議院送付)

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案(内閣提出第五〇号)(参議院送付)
信託法案(内閣提出第八三三号)
信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第八四号)

以上五件 法務委員会 付託

職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)(参議院送付)
薬事法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)(参議院送付)

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)(参議院送付)
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)

以上四件 厚生労働委員会 付託
日本国憲法の改正手続に関する法律案(保岡興治君外四名提出、衆法第三三〇号)

日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案(枝野幸男君外三名提出、衆法第三二二号)

以上二件 日本国憲法に関する調査特別委員会 付託

(議案送付)
一、去る一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律案

遺失物法案
一、去る一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(小宮山洋子君外五名提出)

一、昨五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
公職選挙法の一部を改正する法律案(鳩山邦夫君外四名提出)

(議案通知)

一、去る一日、参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。
公職選挙法の一部を改正する法律案

一、去る一日、参議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨参議院に通知した。
分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源(ストラドリノグ魚類資源)及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定の締結について承認を求めるの件

二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書の締結について承認を求めるの件

一、去る一日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。
意匠法等の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)
一、去る二日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
探偵業の業務の適正化に関する法律案

一、去る二日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
腐敗の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件

一、去る二日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案
住生活基本法案

(質問書提出)

一、去る一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

小泉純一郎内閣総理大臣とプリマコフ元ロシア首相の会談に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

不妊治療の保険適用に関する再質問主意書(野田聖子君提出)

竹中総務大臣の「NHKスペシャル」における発言に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

沖縄県における公立小中学校の教室への空調施設整備及び維持管理に関する質問主意書(赤嶺政賢君提出)

遺棄化学兵器問題に対する内閣府遺棄化学兵器処理担当室並びに外務省アジア大洋州局中国課の対応に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案に関する質問主意書(平岡秀夫君提出)

一、昨五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

イランの脅威又は潜在的脅威に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

イラン・北朝鮮軍事協力関係に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

ノヴォ・オガリョヴォにおけるプーチン・ロシア大統領の発言に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

村山談話に関する質問主意書(長妻昭君提出)

(答弁書受領)

一、去る二日、内閣から次の答弁書を受領した。衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島海域に入境する日本船舶船舶のロシア国旗掲揚問題等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省欧州局ロシア課長が保管する公文書の体裁をとらない書類に関する再質問に対する答弁書

課長が保管する公文書の体裁をとらない書類に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出沖縄県における外務省所管公務員宿舎に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出一部都市ホテルの外務省職員向け特別料金に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島交流で用いられる船舶内で販売される酒類に対する課税に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島交流の際に根室でとられた検疫手続きに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出「外務省員手帳」に関する第三回質問に対する答弁書

平成十八年五月二十三日提出
質問 第二七二二号

北方四島海域に入境する日本船舶船舶のロシア国旗掲揚問題等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

北方四島海域に入境する日本船舶船舶のロシア国旗掲揚問題等に関する再質問主意書
標記案件については、既に平成十八年五月十一日に質問主意書を提出し、内閣から同年同月十九日に答弁書を受領した(以下、「前回答弁書」という)。その結果を踏まえ、追加質問する。

一 過去に四島交流の枠組みによる訪問事業において使用される船舶が、北海道本島と北方四島の間にある瑤瑤瑠水道付近から北方四島に近い水域を航行する際にロシア国旗を掲揚しなかったためにロシア官憲と軋轢を生じた事例があるか。あるならば具体的日時、状況、対応振りについて説明されたい。

二 平成十八年五月十九日から二十二日にかけて実施された四島交流の枠組みにおける交流事業

で、使用された船舶が北海道本島と北方四島の間にある瑤瑤瑠水道付近から北方四島に近い水域を航行する際にロシア国旗を掲揚したという事実があるか。

三 「前回答弁書」において、ロシア国旗の掲揚問題について、「御指摘の行為は、四島交流事業が日本国民と北方四島に居住するロシア連邦国民との相互理解の増進を目的としていることを踏まえ、双方の友好関係の増進についての希望の現れとして行われている」と答弁しているが、ロシア国旗を掲揚することが「双方の友好関係の増進についての希望の現れ」になるとする根拠について説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一六四第二七二二号
平成十八年六月二日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島海域に入境する日本船舶船舶のロシア国旗掲揚問題等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島海域に入境する日本船舶船舶のロシア国旗掲揚問題等に関する再質問に対する答弁書

一について
お尋ねの「ロシア官憲と軋轢を生じた事例」の意味が必ずしも明らかではないが、従来より、一般に、四島交流の枠組みによる訪問事業において使用される船舶については、北海道本島と北方四島の間にある瑤瑤瑠水道付近から、双方の友好関係の増進についての希望の現れとして、日本の国旗に加え、ロシア連邦の国旗も掲揚していると承知している。

二について
御指摘の期間に実施された四島交流の枠組み

による訪問事業において使用された船舶は、北海道本島と北方四島との間にある瑤瑤瑠水道付近から、双方の友好関係の増進についての希望の現れとして、日本の国旗に加え、ロシア連邦の国旗も掲揚したと承知している。

三について
外国人との友好関係の増進についての希望の現れとして先方の国の国旗を掲げることとは、一般に行われているところであり、ロシア連邦の国旗の掲揚についても、四島交流事業が日本国民と北方四島に居住するロシア連邦国民との相互理解の増進を目的としていることを踏まえ、双方の友好関係の増進についての希望の現れとして行われていると承知している。

平成十八年五月二十三日提出
質問 第二七二三号

外務省欧州局ロシア課長が保管する公文書の体裁をとらない書類に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省欧州局ロシア課長が保管する公文書の体裁をとらない書類に関する再質問主意書
標記案件については、既に平成十八年五月一日に質問主意書を提出し、内閣から同年同月十六日に答弁書を受領した(以下、「前回答弁書」という)。その結果を踏まえ、追加質問する。

一 「前回答弁書」において、「歴代の外務省欧州局ロシア課長が管理する施錠可能な四段キャビネット(以下、「ロシア課長キャビネット」という)がロシア課長席の周辺に設置されているか。」並びに「ロシア課長キャビネット」には、ロシア語を研修した外務省職員との関係のトラブル、金銭問題、酩酊による不祥事、ソ連・ロシアの諜報機関との関係等について記された公文書の体裁をとっていない書類が保管されているか。」との質問に対して、政府は、「御指摘

の「キャビネット」は、存在しない」と答弁しているが、現時点で松田邦紀外務省欧州局ロシア課長が公文書の体裁をとらないロシア語を研修した外務省職員との異性関係のトラブル、金銭問題、酩酊による不祥事、ソ連・ロシアの諜報機関との関係等について記された文書を保管しているという事実があるか。

二 一九九二年三月二十日及び二十一日に行われた日露外相会談について、公文書の形をとらず外務省の赤色横書き野紙に通訳担当官が作成した北方領土問題に関するロシア側の秘密提案について記したメモが存在するか。

内閣衆質一六四第二七三号
平成十八年六月二日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省欧州局ロシア課長が保管する公文書の体裁をとらない書類に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省欧州局ロシア課長が保管する公文書の体裁をとらない書類に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の文書が何を指すのか必ずしも明らかではないが、外務省欧州局ロシア課長は、ロシアに関する外交政策に関する文書、ロシアに関する政務の処理に関する文書等を保管している。

二について

御指摘の「メモ」の存否を含め、平和条約の締結に関する交渉（以下「交渉」という。）の内容にかかわる事柄について明らかにすることは、今後の交渉に支障を来すおそれがあることから、外務省としてお答えすることは差し控えたい。

平成十八年五月二十四日提出
質 問 第 二 七 四 号
沖繩県における外務省所管公務員宿舎に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

一 沖繩県における外務省所管公務員宿舎に関する質問主意書

二 外務省は、公務員宿舎本来の設置目的は外務省職員の福利厚生と認識しているか。

三 沖繩県に「グリーンシエード」という外務省所管公務員宿舎が存在すると承知するが、右宿舎の築年、床面積、総工費を明らかにされたい。

四 現在、「グリーンシエード」に外務省職員が居住しているか。

五 「グリーンシエード」の賃借料を明らかにされたい。

六 「グリーンシエード」の賃借料は、現地の同様の賃貸住宅家賃と比較し、適正と考えるか。

七 「グリーンシエード」のような外務省所管公務員宿舎の存在を社会通念上妥当と考えるか。

内閣衆質一六四第二七四号
平成十八年六月二日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議員鈴木宗男君提出沖繩県における外務省所管公務員宿舎に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出沖繩県における外務省所管公務員宿舎に関する質問に対する答弁書

一について

国家公務員宿舎は、国家公務員宿舎法（昭和

二十四年法律第十七号）の規定に基づき、国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、もって国等の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的として設置されている。

二及び七について

外務省として、国家公務員宿舎の設置の目的は一つについて述べたとおりであると認識しており、外務省所管の国家公務員宿舎の存在は妥当であると考えている。

三から六までについて

外務省は、御指摘の「グリーンシエード」の一戸（以下「本件宿舎」という。）を、借受けの方法により外務省所管の国家公務員宿舎として使用しており、本件宿舎に外務省職員が居住している。外務省としては、「グリーンシエード」は平成九年に建設されたものと承知しているが、その総工費については承知していない。外務省としては、本件宿舎の床面積は約百二十四平方メートルであると承知している。本件宿舎の賃借料は、月額十八万二千円であり、外務省としては、現地の賃貸住宅の家賃と比較し、適正であると考えている。

平成十八年五月二十四日提出
質 問 第 二 七 五 号
一部都市ホテルの外務省職員向け特別料金に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

一部都市ホテルの外務省職員向け特別料金に関する質問主意書

一 ホテル・ニュー・オータニ（東京都千代田区）において、外務省職員を対象とする特別の割引料金が設定されているという事実があるか。

二 外務省本省職員・同伴家族がホテル・ニュー・オータニに宿泊する場合、一名利用二万六千九百九十六円、二名利用三万三千六百六十四円という料金体系であるのに対し、外

務省在外職員・同伴家族については一名利用一万六千九百四十七円、二名利用二万七千九百円という特別の割引料金が設定されているか。

三 外務省職員がホテル・ニュー・オータニに宿泊する場合、外務省職員であることを告げることにより、二の便宜が受けられるというシステムになっているか。

四 外務省が公文書で二並びに三の便宜を外務省職員が享受することができると告知している事実があるか。

五 過去にホテル・ニュー・オータニと外務省職員との間で不正が行われ、外務省職員が逮捕、起訴された事例があるか。あるならばその概要とその関連で外務大臣、外務事務次官、官房長が国家公務員法に基づく処分を受けた事実の有無について明らかにされたい。

六 外務省職員がホテル・ニュー・オータニから特別の料金体系による便宜を享受している事実があるとすれば、それは社会通念上妥当であるかと考えるか。

内閣衆質一六四第二七五号
平成十八年六月二日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議員鈴木宗男君提出一部都市ホテルの外務省職員向け特別料金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出一部都市ホテルの外務省職員向け特別料金に関する質問に対する答弁書

一から四まで及び六について

外務省職員が、ホテル側が外務省職員に対して設定した料金によりホテルに宿泊する場合はあると承知しているが、個々のホテルに関する

お尋ねについては、公にすることにより、そのホテルの競争上の地位等を害するおそれがあるため、外務省として明らかにすることは差し控えたい。

五について

外務省アジア太平洋経済協力大阪会議開催準備事務局次長であった職員が、平成八年に、御指摘のホテルの営業部国際営業課係長等と共謀の上、室料等を水増し請求して、外務省から総額四億二千二百五十八万七千六百一十一円を詐取したとして、平成十三年に逮捕され、起訴された事例がある。

外務省は、平成十三年に、詐欺が行われた当時の経済局長であった外務事務次官に対し、懲戒減給処分を行った。

平成十八年五月二十五日提出
質 問 第二七六号

北方四島交流で用いられる船舶内で販売される酒類に対する課税に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

北方四島交流で用いられる船舶内で販売される酒類に対する課税に関する質問主意書
一 平成十八年五月十九日から二十二日に行われた四島交流の枠組みにおける色丹島への訪問団が使用した船舶の船籍国を明らかにされたい。

二 北方四島との交流に用いられる船舶は国内航路、国際航路のいずれを航行していると政府は認識しているか。

三 平成十八年五月十九日から二十二日に行われた四島交流の枠組みにおける色丹島への訪問団が使用した船舶内において酒類が販売されていたと承知するが、右酒類には日本国内でかかるのと同様の課税がなされていたか。なされていないとしたとするならば、どの課税が免除されていたか。

四 三における課税の免除がされていたとするならば、それは北方四島が我が国固有の領土であるとする政府の基本的立場と矛盾しないか。右質問する。

内閣衆質一六四第二七六号
平成十八年六月二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島交流で用いられる船舶内で販売される酒類に対する課税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島交流で用いられる船舶内で販売される酒類に対する課税に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の船舶は、日本国籍を有すると承知している。

二について

お尋ねの「国内航路、国際航路の意味が必ずしも明らかではないが、北方四島は我が国固有の領土であり、四島交流の枠組みによる訪問事業において使用される船舶は、我が国の二地点間を航行しているものと認識している。

三について

四島交流の枠組みによる訪問事業において使用される船舶内で使用される酒類については、消費税及び酒税が免除されている。

四について

三について述べた消費税及び酒税の免除措置については、北方四島が我が国固有の領土であり、本邦の地域に属することを前提としたものであり、北方四島が我が国固有の領土であるとの政府の立場に何ら影響を与えるものではないと考えている。

平成十八年五月二十五日提出
質 問 第二七七号

北方四島交流の際に根室でとられた検疫手続きに関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

一 北方四島は外国領か。
二 四島交流の際に根室でとられた検疫手続きに関する質問主意書

三 平成十八年五月十九日から二十二日に行われた四島交流の枠組みにおける色丹島への訪問団に対し、ご存じですか（海外から北海道への植物の持ち込みと植物検疫）という書類が交付されたという事実があるか。

四 三のご存じですか（海外から北海道への植物の持ち込みと植物検疫）という書類には、「海外から植物を持ち込む場合、すべて植物検疫が必要で、必ず植物検疫の検査を受け下さい」と記されていると承知するが、右は日本政府が色丹島を海外と認識していることを示すものか。

五 平成十八年五月十九日から二十二日に行われた四島交流の枠組みにおける色丹島への訪問団に対し、ご存じですか（海外から北海道への植物の持ち込みと植物検疫）という書類が交付されたことは、北方四島が我が国固有の領土であるとする政府の基本的立場と矛盾しないか。右質問する。

内閣衆質一六四第二七七号
平成十八年六月二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島交流の際に根室でとられた検疫手続きに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島交流の際に根室でとられた検疫手続きに関する質問に対する答弁書

一について

択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の北方四島は、我が国固有の領土である。

二について

四島交流の枠組みによる訪問事業において使用された船舶が御指摘の港に入港する際には、検疫法（昭和二十六年法律第二百一十一号）及び植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）に基づく検疫が実施されている。

三から五までについて
御指摘の訪問団に対して御指摘の書類が配布されたとの事実があるとは承知していない。

平成十八年五月二十五日提出
質 問 第二七八号

「外務省員手帳」に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

「外務省員手帳」に関する第三回質問主意書
標記案件については、平成十八年四月十三日に質問主意書を提出し、内閣から同年四月二十一日に答弁書を受領し、更に同年五月二十六日に再質問主意書を提出し、内閣から同年五月十二日に答弁書を受領した（以下、「第二回答弁書」という）。右を踏まえ、追加質問する。

一 「第二回答弁書」において、外務省員手帳は「外務省がその職員の執務参考用に作成した文書である」と答弁したが、執務参考の意味を定義されたい。

二 「第二回答弁書」において、外務省が七千部の

外務省員手帳を作成したことが明らかになったが、現時点での残部数を明らかにされたい。
三 外務省が外務省職員から二〇〇三年に外務省員手帳の交付を要求されているにもかかわらず、それを拒否している事例があるか。右質問する。

内閣衆質一六四第二七八号
平成十八年六月二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出「外務省員手帳」に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出「外務省員手帳」に関する第三回質問に対する答弁書

一について

「執務参考」とは、勤務に際して参考にすることをいう。

二について

外務省員手帳については、現時点で残部はない。

三について

平成十五年に御指摘の要求が行われたか否かについて記録が存在しないため、お尋ねについて、外務省としてお答えすることは困難である。

消防組織法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十八年四月十二日

参議院議長 扇 千景

衆議院議長 河野 洋平殿

消防組織法の一部を改正する法律案及び同報告書

消防組織法の一部を改正する法律

消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次を削り、題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 国の行政機関(第二条―第五条)

第三章 地方公共団体の機関(第六条―第三十条)

第四章 市町村の消防の広域化(第三十一条―第三十五条)

第五章 各機関相互間の関係等(第三十六条―第五十二条)

附則

第一条に見出しとして「(消防の任務)」を付し、同条中「因る」を「よる」に改め、「以て、その」を削る。

第二章 国家機関を「第二章 国の行政機関」に改める。

第二条に見出しとして「(消防庁)」を付する。

第三条に見出しとして「(消防庁長官)」を付する。

第四条に見出しとして「(消防庁の任務及び所掌事務)」を付し、同条第二項第十五号中「以下第十八条の二」を「第二十九条」に改め、同項に項番号を付する。

第五条に見出しとして「(教育訓練機関)」を付する。

第三章 自治体の機関を「第三章 地方公共団体の機関」に改める。

第六条に見出しとして「(市町村の消防に関する責任)」を付し、同条中「果すべき」を「果たすべき」に改める。

第七条に見出しとして「(市町村の消防の管理)」を付する。

第八条に見出しとして「(市町村の消防に要する費用)」を付する。

第九条に見出しとして「(消防機関)」を付し、同

条中「左に」を「次に」に改める。

第十条を削る。

第十一条に見出しとして「(消防本部及び消防署)」を付し、同条第二項に項番号を付し、同条を第十条とする。

第十二条に見出しとして「(消防職員)」を付し、同条第二項に項番号を付し、同条を第十一条とする。

第十三条に見出しとして「(消防長)」を付し、同条第二項に項番号を付し、同条を第十二条とする。

第十四条に見出しとして「(消防署長)」を付し、同条第二項に項番号を付し、同条を第十三条とする。

第十四条の二に見出しとして「(消防職員の職務)」を付し、同条を第十四条とする。

第二十七条に見出しとして「(施行期日)」を付し、同条を附則第一条とする。

第二十八条から第三十条までを削る。

第三十一条に見出しとして「(恩給法等の準用)」を付し、同条第一項中「恩給法」の下に「(大正十二年法律第四十八号)」を加え、同条第二項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「同法」を削り、同項に項番号を付し、同条を附則第二条とする。

第三十二条から第三十五条までを削る。

第二十六条の二に見出しとして「(教育訓練の機会)」を付し、同条第二項に項番号を付し、本則中同条を第五十二条とする。

第二十六条に見出しとして「(消防学校等)」を付し、同条第一項中「除く外」を「除くほか」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同項及び同条第四項に項番号を付し、同条を第五十一条とする。

第二十五条の二に見出しとして「(国有財産等の

無償使用)」を付し、同条を第五十条とする。

第二十五条に見出しとして「(国の負担及び補助)」を付し、同条第一項中「第二十四条の三第五項」を「第四十四条第五項」に改め、同条第二項中「第二十四条の四第二項」を「第四十五条第二項」に改め、同項及び同条第三項に項番号を付し、同条を第四十九条とする。

第二十四条の七に見出しとして「(航空消防隊が支援のため出動した場合の連携)」を付し、同条を第四十八条とする。

第二十四条の六に見出しとして「(消防機関の職員が応援のため出動した場合の指揮)」を付し、同条を第四十七条とする。

第二十四条の五に見出しとして「(情報通信システムの整備等)」を付し、同条を第四十六条とする。

第二十四条の四に見出しとして「(緊急消防援助隊)」を付し、同条第二項から第五項までに項番号を付し、同条を第四十五条とする。

第二十四条の三に見出しとして「(非常事態における消防庁長官等の措置要求等)」を付し、同条第二項から第七項までに項番号を付し、同条を第四十四条とする。

第二十四条の二に見出しとして「(非常事態における都道府県知事の指示)」を付し、同条中「颱風」を「台風」に、「災害防備」を「災害の防御」に改め、同条を第四十三条とする。

第二十四条に見出しとして「(消防、警察及び関係機関の相互協力等)」を付し、同条第二項中「颱風」を「台風」に、「災害防備」を「災害の防御」に、「予め」を「あらかじめ」に、「これを行う」を「行う」に改め、同項に項番号を付し、同条を第四十二条とする。

第二十三条に見出しとして「(警察通信施設の使用)」を付し、同条を第四十一条とする。

第二十二條に見出しとして「(消防庁長官に対する消防統計等の報告)」を付し、同条を第四十条とする。

第二十一条に見出しとして「市町村の消防の相互の応援」を付し、同条第二項中「相互応援を」を「相互の応援」に改め、同項に項番号を付し、同条を第三十九条とする。

第二十条の二に見出しとして「都道府県知事の勧告、指導及び助言」を付し、同条中「市町村に」を「市町村に対して」に改め、「市町村長又は市町村の消防長から要求があつた場合は、消防に関する事項についてを削り、又は助言を、又は助言に改め、同条を第三十八条とする。

第二十条に見出しとして「消防庁長官の助言、勧告及び指導」を付し、同条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第三十七条とする。

第十九条に見出しとして「市町村の消防と消防庁長官等の管理との関係」を付し、同条を第三十六条とし、同条の前に次の章名を付する。

第五章 各機関相互間の関係等

第十八条の三に見出しとして「都道府県の航空消防隊」を付し、同条第二項及び第三項に項番号を付し、第三章中同条を第三十条とし、同条の次に次の一章を加える。

第四章 市町村の消防の広域化

第三十一条 市町村の消防の広域化（二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下この条において同じ。）を共同して処理することとする）又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。以下この章において同じ。）は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。

第三十二条 消防庁長官は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するとともに市町村の消防の広域化が行われた後の消防（以下「広域化後の消防」という。）の円滑な運営を確保するための基本的な指針（次項及び次条第一項において「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間

三 次条第二項第三号及び第四号に掲げる事項に関する基準

四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

（推進計画及び都道府県知事の関与等）

第三十三条 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

二 市町村の消防の現況及び将来の見通し

三 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村（以下「広域化対象市町村」という。）の組合せ

四 前号の組合せに基づく自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

五 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

六 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

3 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変

更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、広域化対象市町村の全部又は一部から求めがあつたときは、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。

5 都道府県知事は、第三十八条の規定により、広域化対象市町村に対し、市町村の消防の広域化に関する協議の推進に関し必要な措置を講じなければならない旨を勧告したときは、当該広域化対象市町村は、当該勧告に基づいて講じた措置について、都道府県知事に報告しなければならない。

6 都道府県知事は、市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

（広域消防運営計画）

第三十四条 広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行うおとるときは、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画（以下この条及び次条第二項において「広域消防運営計画」という。）を作成するものとする。

2 広域消防運営計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針

二 消防本部の位置及び名称

三 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

3 広域化対象市町村が、広域消防運営計画を作成するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二第一項の規定により協議会を設ける場合にあつては、当該協議会には、同法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は学識経験を有する者を当該協議会の会長又は委員として加えること

ができる。

（国の援助等）

第三十五条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

2 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合において、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該広域化対象市町村の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第十八条の二に見出しとして「都道府県の消防に関する所掌事務」を付し、同条第八号中「相互応援」を「相互の応援」に改め、同条を第二十九条とする。

第十八条に見出しとして「特別区の消防への準用」を付し、同条中「ものの外」を「もののほか」に、「以て一の市とみなし」を「一の市とみなして」に改め、同条を第二十八条とする。

第十七条に見出しとして「特別区の消防の管理及び消防長の任命」を付し、同条第二項に項番号を付し、同条を第二十七条とする。

第十六条に見出しとして「特別区の消防に関する責任」を付し、同条を第二十六条とする。

第十五条の八に見出しとして「非常勤消防団員に対する退職報償金」を付し、同条を第二十五条とする。

第十五条の七に見出しとして「非常勤消防団員に対する公務災害補償」を付し、同条第一項中「因り」を「より」に、「因る」を「よる」に改め、同条第二項に項番号を付し、同条を第二十四条とする。

第十五条の六に見出しとして「消防団員の身分取扱い等」を付し、同条第二項に項番号を付し、同条を第二十三条とする。

第十五条の五に見出しとして「(消防団員の任命)」を付し、同条を第二十二条とする。

第十五条の四に見出しとして「(消防団員の職務)」を付し、同条を第二十一条とする。

第十五条の三に見出しとして「(消防団長)」を付し、同条第二項に項番号を付し、同条を第二十条とする。

第十五条の二に見出しとして「(消防団員)」を付し、同条第二項に項番号を付し、同条を第十九条とする。

第十五条に見出しとして「(消防団)」を付し、同条第二項及び第三項に項番号を付し、同条を第十八条とする。

第十四条の五に見出しとして「(消防職員委員会)」を付し、同条第二項から第四項までに項番号を付し、同条を第十七条とする。

第十四条の四に見出しとして「(消防職員の身分取扱い等)」を付し、同条第二項に項番号を付し、同条を第十六条とする。

第十四条の三に見出しとして「(消防職員の任命)」を付し、同条第二項に項番号を付し、同条を第十五条とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正後の消防組織法(以下「新法」という。)第十六条第二項に規定する消防庁の定める基準に適合する消防長の階級を定めている新法第三十三条第二項第三号に規定する広域化対象市町村が

同号の組合せに基づき新法第三十一条に規定する市町村の消防の広域化(以下この条において「広域化」という。)を行った場合においては、当該広域化が行われた後の消防事務を処理する市町村は、新法第十六条第二項の規定にかかわらず、当該市町村の規則で、当該広域化が行われた日の前日に消防長であつた者が当該市町村の消防吏員でなくなる日までの間、当該消防長であつた者が従前用いていた階級を用いることができる旨の特例を定めることができる。

(消防法の一部改正)

第三条 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第八項中「第十八条の第三項」を「第三十条第三項」に改める。

第三十条の二中「第十八条の第三項」を「第三十条第一項」に改める。

第三十五条の八第二項中「第二十一条」を「第三十九条」に改める。

(電波法の一部改正)

第四条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第百三条の二第十二項第二号中「第十八条」を「第二十八条」に改める。

第五条 国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「第十五条の七第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

(消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正)

第六条 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条の七第一項」を「第二十四条第一項」に、「第十五条の八」を「第二十五条」に改める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第七条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十七号中「第三十一条」を「附則第二条」に改める。

消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、災害の多様化等に対応した市町村の消防の体制の整備及び確立を図るため、自主的な市町村の消防の広域化の推進等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 市町村の消防の広域化

市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならないこと。

2 基本指針の策定

消防庁長官は、自主的な市町村の消防の広域化を推進する等のための基本指針を定めること。

3 推進計画の策定等

(一) 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認められる場合には、その市町村を対象として、自主的な市町村の消防の広域化を推進する等のための推進計画を定めるとともに、推進計画においては、自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項のほか、広域化対象市町村の組合せ等について定めること。

(二) 都道府県知事は、広域化対象市町村から求めがあつたときは、市町村相互間における必要な調整を行うとともに、市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、情報の提供その他の必要な援助を行うこと。

4 広域消防運営計画の作成等

広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行おうとするときは、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための広域消防運営計画を作成するとともに、広域化対象市町村が広域消防運営計画を作成するために協議会を設ける場合には、当該協議会には、関係市町村の議員又は学識経験を有する者を会長又は委員として加えることができること。

5 国の援助及び地方債の配慮

国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、情報の提供その他の必要な援助を行うとともに

6
その他

(二) 消防長であつた者の階級に関する経過措置を定めること。

災害の多様化等に対応した市町村の消防の体制の整備及び確立を図るため、自主的な市町村の消防の広域化の推進等を行うとする本案は、妥当なものとの認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十八年六月一日

総務委員長 中谷 元

衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

消防組織法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

消防庁長官が定める基本指針に基づき、都道府県が消防広域化推進計画を策定するに当たっては、市町村消防の原則を維持し、関係市町村

等の意見を聴取するなど地域の実情を十分に踏まえ、市町村の自主性を損なわないよう配慮すること。

一 消防の広域化は、消防署の統廃合等を目的とするものではなく、消防隊員等の増強、高度な消防資機材の整備、救急業務の専任化等、質の高い消防防災サービスを提供できる体制を確立し、住民の安心・安全をより充実するために行われるものであるという、消防の広域化の趣旨の周知徹底を図ること。

三 市町村による広域消防運営計画の策定に当たっては、現場の消防職員等に情報を開示し、その意見の反映が図られるよう指導すること。

四 広域化された消防本部と市町村の防災部局との十分な連携体制の確立を図るため、両者の連携の重要性、具体的方策について、適宜適切な情報提供等を行うこと。また、広域化された常備消防と地域に密着した消防防災活動を行っている消防団や自主防災組織との連携強化を図るため具体策を講ずること。

五 広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために、行う事業に要する経費について十分な財政的支援を講ずること。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十八年二月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法
及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給
法の一部を改正する法律

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の
一部改正)

第一条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成十三年四月一日」を「平成十五年四月一日」に、「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。

第三条第一項中「平成十三年四月一日」を「平成十五年四月一日」に改め、同項第一号中「平成十三年四月二日以後同年十月一日前」を「平成十五年四月二日以後平成十八年十月一日前に改め、同項第三号及び第四号中「平成十三年十月一日」を「平成十八年十月一日」に改める。

第四条第一項中「十五万円」を「三十万円」に、「七万五千円」を「十五万円」に、「五年」を「十年」に改める。

附則第二項中「平成十三年十月一日」を「平成十八年十月一日」に改める。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第二条 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三十七項中「附則第四十五項において」を「以下」に改める。

附則第五十項を附則第五十七項とし、附則第四十九項の次に次の七項を加える。

平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日までの期間

十一日までの間に死亡した戦傷病者等の妻に
 に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に
 に対する特別給付金支給法の一部を改正する法
 律(平成十八年法律第 号)による改正前

の戦傷病者等の妻に文でその特別給付金支給の
第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十
二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八
日」と読み替えて同条の規定を適用するもの
としたならば同条に規定する戦傷病者等とな
る者を含む。)の妻(婚姻の届出をしていない
が、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者
を含むものとし、同法第三条第一項の特別給
付金を受ける権利を取得した者に限る。)であ
つたことにより、平成十八年十月一日におい
て第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権
利を有する者は、同項に規定する者とみな
す。

平成五年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第十一号。以下「平成十三年法律第十一号」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、同法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者(平成八年法律第十五号附則第二条第二項に規定する者を除く。)に限

る。)であつたことにより、平成十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同項に規定する者とみなす。

52 平成十八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した平成八年法律第十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成八年法律第十五号附則第二条第三項の規定により平成十三年法律第十一号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつたことにより、平成十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第三項に規定する者とみなす。

54 平成十八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した昭和五十九年法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成八年法律第十五号附則第二条第五項の規定により平成十三年法律第十一号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつたことにより、平成十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第三項に規定する者とみなす。

53 平成十八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した平成三年法律第五十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成八年法律第十五号附則第二条第五項の規定により平成十三年法律第十一号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を有する者は、同条第三項に規定する者とみなす。

55 平成十八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成八年法律第十五号附則第二条第六項の規定により平成十三年法律第十一号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を有する者は、同条第三項に規定する者とみなす。

ける権利を取得した者に限る。)であつたことにより、平成十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第四項に規定する者とみなす。

56 平成十八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した昭和五十一年法律第二十二号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成八年法律第十五号附則第二条第七項の規定により平成十三年法律第十一号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつたことにより、平成十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第五項に規定する者とみなす。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。
(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 第一条の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「旧法」と

いう。)の規定により支給し、又は支給すべきであつた特別給付金については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「新法」という。)第三条第一項の特別給付金は、同項の規定にかかわらず、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第十一号。以下「平成十三年改正法」という。)附則第二条第二項に規定する者及び旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者には、支給しない。

3 旧法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。)が、平成十八年十月一日において、新法第二条各号に掲げる給付(以下「増加恩給等」という。)のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、前項の規定にかかわらず、平成十八年十月一日において当該戦傷病者等の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含む、離婚の届出をしていないが、事実上離婚

したと同様の事情にあったと認められる者を除く。以下この条において同じ。)であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、旧法第三条第一項の特別給付金(以下「平成十三年特別給付金」という。)を受ける権利を取得した者に限る。

4 平成十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。)が、平成十八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成十八年十月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金(以下「平成八年特別給付金」という。)を受ける権利を取得した者(戦傷

病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律平成八年法律第十五号。以下「平成八年改正法」という。)附則第二条第二項に規定する者を除く。)に限る。

5 平成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。)が、平成十八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成十八年十月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成八年改正法附則第二条第三項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

6 戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律(平成三年法律第五十五号。以下「平成三年改正法」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定す

る戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。)が、平成十八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成十八年十月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成八年改正法附則第二条第五項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

7 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十三号。以下「昭和五十九年改正法」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等が、平成十八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由

に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成十八年十月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成八年改正法附則第二条第六項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

8 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第二十九号。以下「昭和五十四年改正法」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等が、平成十八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成十八年十月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成八年改正法附則第二条第六項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

9 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正

する法律（昭和五十一年法律第二十二号。以下「昭和五十一年改正法」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者が、平成十八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等若しくは戦傷病者等となる者（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づき年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成十八年十月一日において当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者の妻であつたことにより、平成八年改正法附則第二条第七項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

10 第三項から前項までの規定により新法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に支給する同項の特別給付金の額は、新法第四条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額

（第三項から前項までに規定する戦傷病者等又は戦傷病者等となる者で恩給法別表第一号表ノ三の第二款から第五款までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金については、その額の二分の一に相当する額）とする。

一 第三項から第六項までの規定により支給する特別給付金 六十万円

二 第七項及び第八項の規定により支給する特別給付金 九十万円

三 前項の規定により支給する特別給付金 百万円

（特別給付金の支給の特例）

第三条 新法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、新法第三条第一項の特別給付金の支給を受けることができることとなる者（次に掲げる者を除く。）には、同項の特別給付金を支給する。

一 昭和五十一年改正法附則第六条の規定により昭和五十四年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者

二 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五十三号）附則第四条の規定により平成三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者

三 平成三年改正法附則第三条の規定により平成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者

四 平成八年改正法附則第三条の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者

五 平成十三年改正法附則第三条の規定により平成十三年特別給付金を受ける権利を取得した者

第四条 次の各号に掲げる戦傷病者等の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含む。）であつて、当該各号に掲げる戦傷病者等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの（平成十八年十月一日において日本の国籍を有しているものに限り。）には、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等が、その死亡の日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けていたとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づき年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当していたときに限る。

一 平成十五年三月三十一日以前に死亡した旧法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）平成十三年特別給付金を受ける権利を取得した者

二 平成十五年三月三十一日以前に死亡した平成十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定す

る戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者（平成八年改正法附則第二条第二項に規定する者を除く。）

三 平成八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した平成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）平成八年改正法附則第二条第三項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者

四 平成八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した平成三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）平成八年改正法附則第二条第四項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者

五 平成八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した昭和五十九年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等平成八年改正法附則第二条第五項の規定によ

り平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者

六 平成八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した昭和五十一年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。) 平成八年改正法附則第二条第六項又は第七項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者

2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、新法第三条第一項の特別給付金は、支給しない。

- 一 第二条の規定による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法附則第五十項から第五十六項までに規定する者
- 二 当該戦傷病者等の死亡前に離婚(離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情に入っていると認められる場合を含む。)により当該戦傷病者等との婚姻を解消し、又は当該婚姻の取消しをした者
- 三 当該戦傷病者等の死亡後平成十八年十月一日前に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に入っていると認められる場合を含む。)をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の養子となつた者

3 第一項に規定する特別給付金については、新法第四条第一項中「三十万円(戦傷病者等で恩給法別表第一号表ノ三の第二款から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金の額は、十五万円)」とあるのは「五万円」と、「十年」とあるのは「五年」とする。

理 由

戦傷病者等の妻等の置かれていた特別の事情にかんがみ、これらの者に改めて特別給付金を支給する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、戦傷病者等の妻に対し、その置かれた状況にかんがみ、これまで特別給付金として国債を支給してきたが、その償還が終了するに当たり、改めて特別給付金を支給しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 特別給付金国債の償還を終えた戦傷病者等の妻に対し、特別給付金として額面百万円、十年償還の国債等を支給すること。なお、戦傷病者等である夫が平病死している場合にあっては、額面五万円、五年償還の国債を支給すること。

2 特別給付金国債の償還を終えた戦傷病者等の妻に対し、戦傷病者等である夫の死亡により戦没者等の妻となつている者に対し、戦没

者等の妻に対する特別給付金を支給すること。

3 この法律は、平成十八年十月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

戦傷病者等の妻に対し、その置かれた状況にかんがみ、これまで特別給付金として国債を支給してきたが、その償還が終了するに当たり、改めて特別給付金を支給しようとすることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

特別給付金の支給事務に必要な経費として、平成十八年度一般会計予算(厚生労働省所管)において約三千六百万円が計上されている。

また、特別給付金に係る国債償還に必要な経費として、平成十九年度以降における国債整理基金特別会計(財務省所管)の中で、総額約百七十九億円が計上される見込みである。

右報告する。

平成十八年六月二日

厚生労働委員長 岸田 文雄

衆議院議長 河野 洋平殿

社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十八年四月十二日

参議院議長 扇 千景

衆議院議長 河野 洋平殿

目次

社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 国民年金法関係

第一節 被保険者の資格に関する特例(第三条・第四条)

第二節 給付等に関する特例

第一款 給付等の支給要件等に関する特例(第五条―第八条)

第二款 給付等の額の計算等に関する特例(第九条―第十三条)

第三款 不服申立てに関する特例(第十四条)

第三章 厚生年金保険法関係

第一節 被保険者の資格に関する特例(第十五条)

第二節 保険給付等に関する特例

第一款 保険給付等の支給要件等に関する特例(第十六条―第十九条)

第二款 保険給付等の額の計算等に関する特例(第二十―第二十四条)

第三款 不服申立てに関する特例(第二十五条)

第四章 国家公務員共済組合法関係

第一節 長期給付に関する規定の適用範囲に関する特例(第二十六条)

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例(第二十七条―第二十九条)

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例(第三十―第三十四条)

第三節 不服申立てに関する特例等(第三十条―第三十七条)	年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五十五号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十一年法律第五十二号)及び私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。	各号のいずれかに掲げるものは、国民年金法第七條第一項の規定にかかわらず、国民年金の被保険者となし、	であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件規定」という。)に規定する老齢基礎年金又は遺族基礎年金の受給資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件規定(その者が当該支給要件規定に規定する老齢基礎年金又は遺族基礎年金の受給資格要件たる期間を満たさないものに限り)を適用する場合において、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを国民年金法附則第七條第一項に規定する合算対象期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。
第二章 長期給付等に関する特例 第一節 長期給付等に関する特例 第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例(第三十九条―第四十一条)	第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。	一 カナダの領域内において就労する者であつて、協定第五條の規定によりカナダ年金制度法令の規定の適用を受けるもの(第三号に掲げる者を除く。)	2 カナダ保険期間を有する老齢厚生年金又は共済年金各法による退職共済年金(第九條第一項第一号において「退職共済年金」という。)の受給権者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。附則第十四條第一項第一号に該当しない者に限る。)の配偶者について、次の各号に掲げる国民年金法による給付又は給付に加算する額に相当する部分(以下「老齢基礎年金の振替加算等」という。)に関し、それぞれ当該各号の規定を適用する場合においては、同項第一号の規定にかかわらず、同号中「その額」とあるのは「カナダ保険期間(社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二條第六号に掲げるカナダ保険期間をいう。)であつて政令で定めるものの月数と当該老齢厚生年金又は退職共済年金の額」と、この月数とあるのはこの月数とを合算した月数とする。
第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例(第四十二条―第四十六条)	一 被用者年金各法 次に掲げる法律をいう。 イ 厚生年金保険法(第九章を除く。) ロ 国家公務員共済組合法 ハ 地方公務員等共済組合法(第十一章を除く。)	二 協定第五條の規定によりカナダ年金制度法令の規定の適用を受けるもの(次号に掲げる者を除く。)	第一号又は前号のいずれかに該当する者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。又は子であつて政令で定めるもの)
第三款 不服申立てに関する特例等(第四十七条―第五十条)	二 私立学校教職員共済法 三 共済年金各法 前号ロからニまでに掲げる法律をいう。 三 カナダ年金法令 協定第二條1(c)に規定するカナダの法令をいう。 四 カナダ年金制度法令 協定第三條1(b)(ii)に掲げるカナダの法令をいう。 五 日本国実施機関又はカナダ実施機関 それぞれ協定第二條1(e)に規定する日本国の実施機関又はカナダの実施機関をいう。	二 カナダの領域内において就労する者であつて、協定第五條の規定によりカナダ年金制度法令の規定の適用を受けるもの(次号に掲げる者を除く。)	2 前項に規定する者の国民年金の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。
第六節 長期給付等に関する特例 第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例(第五十二条―第五十四条)	四 カナダ年金制度法令 協定第三條1(b)(ii)に掲げるカナダの法令をいう。 五 日本国実施機関又はカナダ実施機関 それぞれ協定第二條1(e)に規定する日本国の実施機関又はカナダの実施機関をいう。	三 第十五條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者となし、	第一号又は前号のいずれかに該当する者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。又は子であつて政令で定めるもの)
第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例(第五十五条―第五十九条)	五 カナダ年金制度法令 協定第三條1(b)(ii)に掲げるカナダの法令をいう。 六 カナダ保険期間 協定第二條1(f)に規定するカナダの保険期間をいう。	四 第一号又は前号のいずれかに該当する者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。又は子であつて政令で定めるもの)	第二号 給付等に関する特例 第一款 給付等の支給要件等に関する特例 (カナダ保険期間を有する者に係る老齢基礎年金等の支給要件等の特例)
第三款 不服申立てに関する特例等(第六十条―第六十二条)	六 カナダ保険期間 協定第二條1(f)に規定するカナダの保険期間をいう。	五 国民年金の被保険者期間とみなす。	第五條 カナダ保険期間を有し、かつ、老齢基礎年金又は遺族基礎年金の支給要件に関する規定
第七章 被用者年金各法の規定による給付に係る調整(第六十三条―第六十六条)	六 カナダ保険期間 協定第二條1(f)に規定するカナダの保険期間をいう。	第六條 カナダ保険期間であつて政令で定めるものを有する者に對する国民年金法第十條第一項の規定の適用については、当該カナダ保険期間は、国民年金の被保険者期間とみなす。	第一項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分
第八章 雜則(第六十七条―第七十三条)	六 カナダ保険期間 協定第二條1(f)に規定するカナダの保険期間をいう。	第七條 カナダ年金制度法令 協定第三條1(b)(ii)に掲げるカナダの法令をいう。 八 カナダ年金制度法令 協定第三條1(b)(ii)に掲げるカナダの法令をいう。 九 日本国実施機関又はカナダ実施機関 それぞれ協定第二條1(e)に規定する日本国の実施機関又はカナダの実施機関をいう。	第一項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分
第九章 總則 (趣旨)	六 カナダ保険期間 協定第二條1(f)に規定するカナダの保険期間をいう。	第七條 カナダ年金制度法令 協定第三條1(b)(ii)に掲げるカナダの法令をいう。 八 カナダ年金制度法令 協定第三條1(b)(ii)に掲げるカナダの法令をいう。 九 日本国実施機関又はカナダ実施機関 それぞれ協定第二條1(e)に規定する日本国の実施機関又はカナダの実施機関をいう。	第一項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分
第一章 總則 (趣旨)	六 カナダ保険期間 協定第二條1(f)に規定するカナダの保険期間をいう。	第七條 カナダ年金制度法令 協定第三條1(b)(ii)に掲げるカナダの法令をいう。 八 カナダ年金制度法令 協定第三條1(b)(ii)に掲げるカナダの法令をいう。 九 日本国実施機関又はカナダ実施機関 それぞれ協定第二條1(e)に規定する日本国の実施機関又はカナダの実施機関をいう。	第一項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

二 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第二項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

三 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項の規定による老齢基礎年金

四 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第二項の規定による老齢基礎年金

五 昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第二項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

六 昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第三項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

3 カナダ保険期間を有する者であつて、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを厚生年金保険の被保険者期間に算入することにより昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号に該当するに至るものに対する昭和六十年国民年金等改正法附則第六十一条第一項の規定、昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項に係る部分に限る。の適用については、その者は、昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号に該当するものとみなす。

4 六十五歳に達した日の属する月以後のカナダ保険期間を有する者(同日以後の国民年金の被保険者期間を有する者を除く。について、昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは「同日の属する月以後のカナダ保険期間(社会保障に關する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二

二条第六号に掲げるカナダ保険期間をいう。)」と、「同法」とあるのは「国民年金法」とする。(カナダ保険期間を有する者に係る障害基礎年金等の支給要件の特例)

第六条 カナダ保険期間を有する者が、その者の疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)による障害について国民年金法第三十条第一項ただし書(同法第三十条の二第二項、第三十条の三第二項、第三十四条第五項及び第三十六条第三項において準用する場合を含む。)に該当するときは、同法第三十条第一項ただし書の規定の適用については、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを同法第五十二条第二項に規定する保険料納付済期間(以下「保険料納付済期間」という。)である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該傷病につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)から起算して一年六月を経過した日(その期間内にその傷病が治つた日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含む。)があるときは、その日とし、以下「障害認定日」という。)

において保険料納付済期間(昭和六十年国民年金等改正法附則第八條第九項の規定により保険料納付済期間とみなすこととされたものを含む。次項、次条第一項、第八條、第十一條第二項第一号及び第十二條第二項第一号において同じ。又は国民年金法第五條第三項に規定する保険料免除期間(同法第九十條の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。以下「保険料免除期間」という。))を有しないときは、この限りでない。

2 カナダ保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者が、その者の死亡について国民年金法第三十七條ただし書に該当するときは、同条ただし書の規定の適用については、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。

(カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害基礎年金の支給要件等の特例) 第七条 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するものは、国民年金法第三十条第一項、第三十条の二第二項又は第三十条の三第一項の規定の適用については、当該初診日において同法第三十条第一項第一号に該当した者とみなす。ただし、その者が、当該障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、国民年金法第三十四條第四項又は第三十六條第二項ただし書の規定の適用については、当該初診日において同法第三十条第一項第一号に該当するものとみなす。

(カナダ保険期間中の死亡に係る遺族基礎年金の支給要件の特例) 第八条 カナダ保険期間中及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者がカナダ保険期間中に死亡した場合は、国民年金法第三十七條の規定の適用については、同条第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

もの」とみなす。ただし、その者の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

第二款 給付等の額の計算等に関する特例

(老齢基礎年金の振替加算等の額の計算の特例) 第九条 次の各号に掲げる者に支給する老齢基礎年金の振替加算等の額は、昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額(その者が当該各号のうち二以上に該当するものであるときは、当該各号に定める額のうち最も高いもの)とする。

一 老齢厚生年金又は退職共済年金(以下この条において「老齢厚生年金等」という。)の受給権者(第五條第二項の規定により昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第一号に該当するに至つた者に限る。次項第一号において同じ。の配偶者 同条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に期間比率を乗じて得た額(当該受給権者が二以上の老齢厚生年金等の受給権を有しているときは、一の老齢厚生年金等の受給権を有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの)

二 第五條第三項の規定により昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号に該当する者とみなされたもの(次項第二号において「中高齢特例該当者」という。)の配偶者 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等

もの」とみなす。ただし、その者の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

もの」とみなす。ただし、その者の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

もの」とみなす。ただし、その者の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

の額に期間比率を乗じて得た額

三 この法律の規定により支給する障害厚生年金又は共済年金各法による障害共済年金の受給権者(昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第二号に該当する者に限る。次項第三号において「特例による障害給付の受給権者」という。)の配偶者 同条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に按分率を乗じて得た額

2 次の各号に掲げる前項各号の期間比率又は按分率は、それぞれ次の各号に定める率とする。

一 前項第一号の期間比率 老齢厚生年金等の受給権者の当該老齢厚生年金等の額の計算の基礎となる被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者(以下「被用者年金被保険者等」という。)であつた期間の月数を、二百四十で除して得た率

二 前項第二号の期間比率 中高齢特例該当者の老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該中高齢特例該当者に係る昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号に規定する老齢厚生年金の受給資格要件たる期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率

三 前項第三号の按分率 イに掲げる期間の月数をイから八までに掲げる期間の月数を合算した月数で除して得た率

イ 特例による障害給付の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

ロ 昭和三十六年四月一日以後の期間(イに

掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間その他政令で定める期間を除く。)

ハ 当該特例による障害給付の受給権者のカナダ保険期間であつて政令で定めるもの

3 第一項の場合において、老齢基礎年金の振替加算等の受給権者に対して更に老齢基礎年金の振替加算等(以下この項において「新老齢基礎年金の振替加算等」という。)を支給すべき事由が生じた場合であつて、当該新老齢基礎年金の振替加算等の額が従前の老齢基礎年金の振替加算等の額より低いときは、当該新老齢基礎年金の振替加算等の額は、第一項の規定にかかわらず、従前の老齢基礎年金の振替加算等の額に相当する額とする。

4 第一項の規定の適用を受けようとする者(同項第二号に掲げる者を除く。)の配偶者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち、法律によつて組織された共済組合(第二十一条第六項、第五十六条第六項及び第六十八条第一項において「共済組合」という。)の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学共済制度の加入者」という。)であつた期間については、当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団(第二十一条第六項及び第六十八条第一項において「共済組合等」という。)の確認を受けたところによる。

(老齢基礎年金の振替加算等の支給停止等の特例)

第十条 この法律の規定により支給する老齢又は

障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者に係る老齢基礎年金の振替加算等の支給の停止及び支給の調整に關し必要な事項は、政令で定める。

(障害基礎年金の額の計算の特例)

第十一条 第六條第一項又は第七條第一項の規定により支給する障害基礎年金(以下この条において「特例による障害基礎年金」という。)の国民年金法第三十三条第一項又は第二項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

2 前項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数で除して得た率とする。

一 特例による障害基礎年金の受給権者の保険料納付済期間であつて政令で定めるものとその他の者の保険料免除期間であつて政令で定めるものとを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日以後の期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間その他政令で定める期間を除く。)

三 当該特例による障害基礎年金の受給権者のカナダ保険期間であつて政令で定めるもの

3 前二項の規定は、特例による障害基礎年金に係る国民年金法第三十三条の二第一項の規定により加算する額に相当する部分(以下この条において「障害基礎年金の加算」という。)の額について準用する。

4 第一項の規定による障害基礎年金の額は、その額が国民年金法第三十一条第二項の規定によ

りその受給権が消滅した障害基礎年金(障害基礎年金の加算を除く。以下この項において同じ。)の額より低いときは、第一項の規定にかかわらず、従前の障害基礎年金の額に相当する額とする。

5 第三項において準用する第一項の規定による障害基礎年金の加算の額は、その額が国民年金法第三十一条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害基礎年金に係る障害基礎年金の加算の額より低いときは、第三項において準用する第一項の規定にかかわらず、従前の障害基礎年金の加算の額に相当する額とする。

6 前項の場合において、国民年金法第三十三条の二第三項の規定により障害基礎年金の加算の額を改定するときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは、「加算の額を同法第三十三条の二第三項の規定の例により改定した額より低いとき」と、「従前の障害基礎年金の加算の額」とあるのは、「当該改定した額」とする。

(遺族基礎年金の額の計算の特例)

第十二条 第五條第一項、第六條第二項又は第八條の規定により支給する遺族基礎年金(第五条第一項の規定により支給する老齢基礎年金の受給権者が死亡したことによりその者の遺族に支給する遺族基礎年金を含む。以下この条において「特例による遺族基礎年金」という。)の国民年金法第三十八条又は第三十九条の二第一項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

2 前項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合

算した月数で除して得た率とする。

一 特例による遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の保険料納付済期間とその者の保険料免除期間とを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間（前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間を除く。）

三 当該特例による遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者のカナダ保険期間であつて政令で定めるもの

3 前二項の規定は、特例による遺族基礎年金に

国民年金法第三十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額について準用する。

4 第一項の規定による遺族基礎年金（当該遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の妻に支給されるものに限る。）の額は、当該妻が当該遺族基礎年金の支給を受けることができることにより、被用者年金各法による死亡を支給事由とする年金たる給付に加算する額であつて政令で定めるものに相当する部分（以下この項において「遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等」という。）の支給が停止されている場合において、当該遺族基礎年金の額が当該遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等の額より低いときは、第一項の規定にかかわらず、当該遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等の額に相当する額とする。

（他の特例法の規定の適用を受ける国民年金法による給付等の額）

第十三条 この法律の規定により支給する国民年

平成十八年六月六日 衆議院会議録第三十四号

社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案及び同報告書

金法による給付等（同法による給付又は給付に加算する額に相当する部分をいう。以下この条において同じ。）の額は、社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十年法律第七十七号）その他の政令で定める法律（以下「他の特例法」という。）の規定により支給する国民年金法による給付等（この法律の規定により支給する国民年金法による給付等と同一の支給事由に基づいて支給されるものに限る。）の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定（二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの）により支給する国民年金法による給付等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに関する特例

第十四条 第九条第四項の場合において、厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等であつた期間に係る同項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく老齢基礎年金の振替加算等に関する処分の不服の理由とすることができない。

第三章 厚生年金保険法関係

第一節 被保険者の資格に関する特例

第十五条 厚生年金保険の適用事業所に使用される者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、厚生年金保険法第九条の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としなす。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定第五条の規定によりカナダ年金制度法令の規定の適用を受けるもの（第三号に掲げる者を除く。）

二 カナダの領域内において就労する者であつて、協定第五条の規定によりカナダ年金制度法令の規定の適用を受けるもの（次号に掲げる者を除く。）

三 第二十六条の規定により国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者、第三十八条の規定により地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者又は第五十一条第一項の規定により私立学校教職員共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者

2 前項に規定する者の厚生年金保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 保険給付等に関する特例

第一款 保険給付等の支給要件等に関する特例

（カナダ保険期間を有する者に係る老齢厚生年金等の支給要件等の特例）

第十六条 カナダ保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有し、かつ、厚生年金保険法による保険給付又は同法による保険給付に加算する額に相当する部分（以下「厚生年金保険法による保険給付等」という。）のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの（以下この条において「支給要件等に関する規定」という。）に規定する厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定（その者が当該支給要件等に関する規定に規定する厚生年金

該支給要件等に関する規定に規定する厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間を満たさないものに限る。）を適用する場合においては、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを厚生年金保険の被保険者期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

一 老齢厚生年金

二 遺族厚生年金

三 特例老齢年金

四 特例遺族年金

五 厚生年金保険法第四十四条第一項（同法及び他の法令において準用する場合を含む。）の規定により老齢厚生年金に加算する加給年金額に相当する部分（以下「老齢厚生年金の加給」という。）

六 厚生年金保険法第六十二条第一項の規定により遺族厚生年金に加算する額に相当する部分（以下「遺族厚生年金の中高齢寡婦加算」という。）

七 昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定により遺族厚生年金に加算する額に相当する部分（以下「遺族厚生年金の経過的寡婦加算」という。）

（カナダ保険期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件の特例）

第十七条 カナダ保険期間を有する者が、その者の傷病による障害について厚生年金保険法第四十七條第一項ただし書（同法第四十七條の二第二項、第四十七條の三第二項、第五十二條第五項及び第五十四條第三項において準用する場合

官 報 (号 外)

を含む。)に該当するときは、同法第四十七条第一項ただし書の規定の適用については、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有しないときは、この限りでない。

2 カナダ保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、その者の死亡について厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書に該当するときは、同項ただし書の規定の適用については、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。

(カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害厚生年金の支給要件等の特例)

第十八条 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有するものは、厚生年金保険法第四十七条第一項、第四十七条の二第一項又は第四十七条の三第一項の規定の適用については、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、厚生年金保険法第五十二条第四項又は第五十四条第二項ただし書の規定の適用については、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。

(カナダ保険期間中の死亡に係る遺族厚生年金の支給要件の特例)

第十九条 カナダ保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、カナダ保険期間中に死亡した場合は、厚生年金保険法第五十八条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 カナダ保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、カナダ保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が厚生年金保険法第五十八条第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合において、同項ただし書の規定を準用する。

第二款 保険給付等の額の計算等に関する特例

(老齢厚生年金の加給等の額の計算の特例)

第二十条 第十六条の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等のうち次に掲げるものの額は、当該厚生年金保険法による保険給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による厚生年金保険法による保険給付等の額に期間比率を乗じて得た額(同条に規定する加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもののうち二以上に該当するときは、一の加算の要件に関する規定に該当するものとしてそれぞれ計算した額のうち最も

高いもの)とする。

一 老齢厚生年金の加給

二 遺族厚生年金の中高年齢寡婦加算

三 遺族厚生年金の経過的寡婦加算

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる厚生年金保険法による保険給付等の受給権者又は当該厚生年金保険法による保険給付等の支給事由となつた死亡に係る者の厚生年金保険の被保険者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第十六条の規定により支給する老齢厚生年金の加給の額については、当該老齢厚生年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した月以後における厚生年金保険の被保険者であつた期間は、その計算の基礎としない。

4 厚生年金保険の被保険者であつて、第十六条の規定により支給する老齢厚生年金の加給の受給権を有する者が、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失し、かつ、厚生年金保険の被保険者となることなくして、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときは、前項の規定にかかわらず、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した月前における厚生年金保険の被保険者であつた期間を当該老齢厚生年金の加給の額の計算の基礎とするものとし、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した日の属する月から、当該老齢厚生年金の加給の額を改定する。

5 厚生年金保険法附則第十三条の四第三項の規定

定による老齢厚生年金の受給権を有し、かつ、同条第七項の規定により読み替えられた同法第四十四条第一項の規定及び第十六条の規定により支給する老齢厚生年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の属する月前における厚生年金保険の被保険者であつた期間を当該老齢厚生年金の加給の額の計算の基礎とするものとし、六十五歳に達した日の属する月の翌月から、当該老齢厚生年金の加給の額を改定する。

(障害厚生年金の額の計算の特例)

第二十一条 第十七条第一項又は第十八条第一項の規定により支給する障害厚生年金(以下この条及び次条において「特例による障害厚生年金」という。)の厚生年金保険法第五十条第一項又は第二項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。ただし、第四項第一号に掲げる期間の月数が三百月以上である場合は、この限りでない。

2 特例による障害厚生年金の厚生年金保険法第五十条第三項の規定による額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

3 特例による障害厚生年金に係る厚生年金保険法第五十条の二第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分(第五項において「障害厚生年金の配偶者加給」という。)の額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

4 前三項の按分率は、第一号に掲げる期間の月

数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

一 特例による障害厚生年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日以後の期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間その他政令で定める期間を除く。)

三 当該特例による障害厚生年金の受給権者のカナダ保険期間であつて政令で定めるもの

5 特例による障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額は、その額が厚生年金保険法第四十八条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち、共済組合の組合員又は私学共済制度の加入者であつた期間については、当該共済組合等の確認を受けたところによる。

(遺族厚生年金の額の計算の特例)

第二十二條 第十七條第二項又は第十九條の規定により支給する遺族厚生年金(特例による障害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族厚生年金を含む。以下この条において「特例による遺族厚生年金」という。)の厚生年金

保険法第六十条第一項第一号及び第二号イ並びに第四項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。ただし、第三項第一号に掲げる期間の月数が三百月以上である場合は、この限りでない。

2 特例による遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過的寡婦加算の額は、厚生年金保険法第六十二条第一項又は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する額に按分率を乗じて得た額とする。

3 前二項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

一 特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間を除く。)

三 当該特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者のカナダ保険期間であつて政令で定めるもの

4 第十二條の規定は昭和六十年国民年金等改正

法附則第七十四条第一項の規定により特例による遺族厚生年金に加算する額について、第十二條第一項及び第二項の規定は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第二項の規定により特例による遺族厚生年金に加算する額について準用する。

5 前条第六項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

(老齢厚生年金の加給等の支給停止の特例)

第二十三條 老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する老齢、退職又は障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

(他の特例法の規定の適用を受ける厚生年金保険法による保険給付等の額)

第二十四條 この法律の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等の額は、他の特例法の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等(この法律の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等と同一の支給事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する厚生年金保険法による保険給付等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに関する特例

第二十五條 第三十一條第六項(第三十二條第五項において準用する場合を含む。、第四十三條

第六項(第四十四條第五項において準用する場合を含む。又は第五十六條第六項(第五十七條第五項において準用する場合を含む。))の規定による確認(厚生年金保険の被保険者期間に係るものに限る。)に関する処分について不服がある者は、厚生年金保険法の定めるところにより、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2 第二十一條第六項(第二十二條第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の場合において、厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等であつた期間に係る第二十一條第六項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく厚生年金保険法による保険給付等に関する処分の不服の理由とすることができない。

第四章 国家公務員共済組合法関係

第一節 長期給付に関する規定の適用範囲に関する特例

第二十六條 国家公務員共済組合法(以下この章において「国共済法」という。)の長期給付に関する規定は、国共済法第二條第一項第一号に規定する職員(国共済法第二百二十四條の三、第二百五條及び第二百二十六條第二項の規定により当該職員とみなされる者並びに国共済法附則第二十条の三第四項の規定により当該職員とみなされる同条第一項に規定する郵政会社等役員(国共済法附則第二十条の七第一項の規定により当該役員とみなされる者を含む。を含む。))のうち、協定第五條の規定によりカナダ年金制

度法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例

(カナダ保険期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例)

第二十七条 カナダ保険期間及び国家公務員共済組合(国共済法第三条第一項に規定する国家公務員共済組合をいう。以下同じ。)の組合員である期間(以下「国共済組合員期間」という。)を有し、かつ、国共済法による長期給付又は国共済法による長期給付に相当する金額に相当する部分(以下「国共済法による長期給付等」という。)のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件等に関する規定」という。に規定する国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定(その者が当該支給要件等に関する規定に規定する国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさないものに限る。)を適用する場合においては、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを国共済組合員期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

- 一 退職共済年金
- 二 遺族共済年金
- 三 国共済法第七十八条第一項の規定により退職共済年金に相当する加給年金額に相当する部分(以下「国共済法の退職共済年金の加給」という。)

四 国共済法第九十条の規定により遺族共済年金に相当する金額に相当する部分(以下「国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。)

五 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。)附則第二十八条第一項の規定により遺族共済年金に相当する金額に相当する部分(以下「国共済法の遺族共済年金の経過寡婦加算」という。)

2 前項の規定により国共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととなる者については、国共済法附則第十三条の十第一項の規定は、適用しない。

(カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の支給要件等の特例)

第二十八条 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において国共済組合員期間を有するものは、国共済法第八十一条第一項、第三項又は第五項の規定の適用については、当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、国共済法第八十四条第二項又は第八十七条第四項ただし書の規定の適用については、当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。

(カナダ保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例)

第二十九条 カナダ保険期間及び国共済組合員期間を有する者が、カナダ保険期間中に死亡した場合は、国共済法第八十八条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 カナダ保険期間及び国共済組合員期間を有する者が、カナダ保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が国共済法第八十八条第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

(国共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例)

第三十条 第二十七条第一項の規定により支給する国共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該国共済法による長期給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による国共済法による長期給付等の額に期間比率を乗じて得た額とする。

- 一 国共済法の退職共済年金の加給
- 二 国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算
- 三 国共済法の遺族共済年金の経過寡婦加算

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる国共済法による長期給付等の受給権者又は当該国共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の国共済組合員期間であつて政令で定めるものの月数を、当該国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第二十七条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の額については、当該国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における国共済組合員期間は、その算定の基礎としない。

4 国家公務員共済組合の組合員であつて、第二十七条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職(国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)したとき(当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び国家公務員共済組合の組合員の資格を取得したときを除く。)は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの国共済組合員期間を算定の基礎として、当該国共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

5 国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた国共済法第七十八条第一項の規定及び第二十七条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の

六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの国共済組合員期間を算定の基礎として、当該国共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

(国共済法の障害共済年金の額の計算の特例)

第三十一条 第二十八条第一項の規定により支給する障害共済年金(以下この条及び次条において「特例による障害共済年金」という。)の国共済法第八十二条第一項(後段を除く。)の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による金額(第四項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。

2 特例による障害共済年金の国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

3 特例による障害共済年金に係る国共済法第八十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分(第五項において「国共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。)の額は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

4 前三項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

一 特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日以後の期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間その他政令で定める期間を除く。)

三 当該特例による障害共済年金の受給権者のカナダ保険期間であつて政令で定めるもの

5 特例による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が国共済法第八十五条第四項の規定によりその受給権者が消滅した国共済法による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の国共済法による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち国共済組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該国共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であつた期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。

(国共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)

第三十二条 第二十九条の規定により支給する遺族共済年金(特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条において「特例による遺族共済年金」という。)の国共済法第八十九条第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)の規定による金額(第三項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満で

あるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。

2 特例による遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、国共済法第九十条又は昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

3 前二項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

一 特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。)

法附則第二十九条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

5 前条第六項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

(国共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

第三十三条 国共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

(他の特例法の規定の適用を受ける国共済法による長期給付等の額)

第三十四条 この法律の規定により支給する国共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する国共済法による長期給付等(この法律の規定により支給する国共済法による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するとき)により支給する国共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに関する特例等

(国共済法の規定による審査請求の特例)

第三十五条 第九条第四項、第二十一条第六項(第二十一条第五項において準用する場合を含む)

官 報 (号 外)

む。)又は第五十六条第六項(第五十七条第五項において準用する場合を含む。)の規定による確認(国共済組合員期間に係るものに限る。)に関する処分について不服がある者は、国共済法の定めるところにより、国家公務員共済組合審査会に対して審査請求をすることができる。

2 第三十一条第六項(第三十二条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の場合において、国共済組合員期間以外の期間に係る第三十一条第六項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく国共済法による長期給付等に関する処分についての不服の理由とすることができない。

(国共済法の規定による審査請求の手続の特例)
第三十六条 国共済法第三十三条第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、カナダ年金法令の規定により同種の請求を受理することとされているカナダ実施機関を経由してすることができる。

2 前項の場合における国共済法第三十三条第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その経由したカナダ実施機関に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

(財務大臣の権限)
第三十七条 財務大臣は、協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

第五章 地方公務員等共済組合法関係

第一節 長期給付に関する規定の適用範囲に関する特例

第三十八条 地方公務員等共済組合法(以下この章において「地共済法」という。)の長期給付に関する規定は、地共済法第二条第一項第一号に規定する職員(地共済法第四百一条第一項及び第二項、第四百一条の二、第四百十二条第一項並びに第四百四条の三第一項の規定により当該職員とみなされる者を含む。)及び地共済法第四百四条第一項に規定する公庫等職員(同条第二項に規定する継続長期組合員の資格を有する者に限る。)のうち、協定第五条の規定によりカナダ年金制度法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例

(カナダ保険期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例)
第三十九条 カナダ保険期間及び地方公務員共済組合(地共済法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合をいう。以下同じ。)の組合員である期間(以下「地共済組合員期間」という。)を有し、かつ、地共済法による長期給付又は地共済法による長期給付に加算する金額に相当する部分(以下「地共済法による長期給付等」という。)のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件等に関する規定」という。)に規定する地共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を

満たさない者について、当該支給要件等に関する規定(その者が当該支給要件等に関する規定に規定する地共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさないものに限る。)を適用する場合においては、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを地共済組合員期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

一 退職共済年金
二 遺族共済年金

三 地共済法第八十条第一項の規定により退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「地共済法の退職共済年金の加給」という。)
四 地共済法第九十九条の三の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分(以下「地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。)

五 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八号。以下「昭和六十年地共済改正法」という。)附則第二十九条第一項の規定により遺族共済年金に加算する額に相当する部分(以下「地共済法の遺族共済年金の経過的特例加算」という。)

2 前項の規定により地共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととなる者については、地共済法附則第二十八条の十三第一項の規定は、適用しない。
(カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の支給要件等の特例)
第四十条 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において地共済組合員期間を有するものは、地共済法第八十四条第一項、第八十五条第一項又は第八十六条第一項の規定の適用については、当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、地共済法第八十九条第二項又は第九十二条第五項ただし書の規定の適用については、当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。
(カナダ保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例)
第四十一条 カナダ保険期間及び地共済組合員期間を有する者が、カナダ保険期間中に死亡した場合は、地共済法第九十九条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。
2 カナダ保険期間及び地共済組合員期間を有する者が、カナダ保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合その者が地共済法第九十九条第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

(地共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例)

第四十二条 第三十九条第一項の規定により支給する地共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該地共済法による長期給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による地共済法による長期給付等の額に期間比率を乗じて得た金額とする。

- 一 地共済法の退職共済年金の加給
 - 二 地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算
 - 三 地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算
- 2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる地共済法による長期給付等の受給権者又は当該地共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の地共済組合員期間であつて政令で定めるものの月数を、当該地共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第三十九条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の額については、当該地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における地共済組合員期間は、その算定の基礎としない。

4 地方公務員共済組合の組合員であつて、第三十九条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職(地共済法第二十一条第一項第四号に規定する退職

をいう。)したとき(当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び地方公務員共済組合の組合員の資格を取得したときを除く。)は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

5 地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた地共済法第八十条第一項の規定及び第三十九条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

(地共済法の障害共済年金の額の計算の特例)

第四十三条 第四十条第一項の規定により支給する障害共済年金(以下この条及び次条において「特例による障害共済年金」という。)の地共済法第八十七条第一項の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による金額(第四項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。

2 特例による障害共済年金の地共済法第八十七条第一項第一号に掲げる金額の同条第三項の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

3 特例による障害共済年金に係る地共済法第八

十八条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分第五項において「地共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。)の額は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

4 前三項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

一 特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したものを

二 昭和三十六年四月一日以後の期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間その他政令で定める期間を除く。)

三 当該特例による障害共済年金の受給権者のカナダ保険期間であつて政令で定めるもの

5 特例による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が地共済法第九十条第五項の規定によりその受給権が消滅した地共済法による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の地共済法による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち地共済組合員期間以外の期間について

は、社会保険庁長官(当該地共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であつた期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。

(地共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)

第四十四条 第四十一条の規定により支給する遺族共済年金(特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条において「特例による遺族共済年金」という。)の地共済法第九十九条の二

第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)の規定による金額(第三項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。

2 特例による遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、地共済法第九十九条の三又は昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

3 前二項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

一 特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日から当該特例による

遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。)

三 当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者のカナダ保険期間であつて政令で定めるもの

4 第十二条の規定は昭和六十年地共済改正法附則第三十条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十二条第一項及び第二項の規定は昭和六十年地共済改正法附則第三十条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

5 前条第六項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

(地共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

第四十五条 地共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。(他の特例法の規定の適用を受ける地共済法による長期給付等の額)

第四十六条 この法律の規定により支給する地共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する地共済法による長期給付等(この法律の規定により支給する地共済法による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給

されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する地共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに関する特例等

(地共済法の規定による審査請求の特例)

第四十七条 第九条第四項、第二十一条第六項(第二十二條第五項において準用する場合を含む。)(又は第五十六條第六項(第五十七條第五項において準用する場合を含む。))の規定による確認(地共済組合員期間に係るものに限る。)(に關する処分について不服がある者は、地共済法の定めるところにより、地方公務員共済組合審査会に対して審査請求をすることができ、

2 第四十三條第六項(第四十四條第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の場合において、地共済組合員期間以外の期間に係る第四十三條第六項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく地共済法による長期給付等に関する処分についての不服の理由とすることができない。

(地共済法の規定による審査請求の手續の特例)

第四十八条 地共済法第一百七條第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、カナダ年金法令の規定により同種の請求を受理することとされているカナダ実施機関を経由してすることができる。

2 前項の場合における地共済法第一百七條第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その經由したカナダ実施機関に審査請求書

を提出し、又は行政不服審査法第十五條第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

(主務大臣の権限)

第四十九条 地共済法第四十四條の二十九第一項に規定する主務大臣は、協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、同項に定めるところにより地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は地方公務員共済組合連合会に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができ、

(地方公務員共済組合連合会の事業)

第五十条 地方公務員共済組合連合会は、地共済法第三十八條の二に規定する事業のほか、協定に基づく連絡機関としての事業を行うものとする。

第六章 私立学校教職員共済法關係

第一節 長期給付に関する規定の適用範圍

一 困に關する特例

第五十一条 私立学校教職員共済法(以下この章において「私学共済法」という。)の長期給付に關する規定は、私学共済法第十四條第一項に規定する教職員等のうち、次の各号のいずれかに掲げるものには、適用しない。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定第五條の規定によりカナダ年金制度法令の規定の適用を受けるもの

二 カナダの領域内において就労する者であつて、協定第五條の規定によりカナダ年金制度法令の規定の適用を受けるもの

2 私学共済法の長期給付に關する規定の適用を

受ける私学共済制度の加入者が、前項の規定によりその適用を受けない私学共済制度の加入者となつたときは、私学共済法の長期給付に關する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職(私学共済法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法(以下この章において「準用国共済法」という。))第二條第一項第四号に規定する退職をいう。第五十五條第四項において同じ。をしたものみなす。

3 第一項の規定により私学共済法の長期給付に關する規定を適用しないこととされた私学共済制度の加入者の私学共済法による掛金の標準給与の月額及び標準賞与の額に対する割合は、政令で定める範圍内において、共済規程(私学共済法第四條第一項に規定する共済規程をいう。)で定める。

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例

(カナダ保険期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例)

第五十二条 カナダ保険期間及び私学共済法第七條第一項に規定する加入者期間(以下「私学共済加入者期間」という。)を有し、かつ、私学共済法による長期給付又は私学共済法による長期給付に加算する金額に相当する部分(以下「私学共済法による長期給付等」という。)のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に關する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件等に関する規定」という。)に規定する私学共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさな

い者について、当該支給要件等に関する規定（その者が当該支給要件等に関する規定に規定する私学共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさないものに限り。）を適用する場合においては、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを私学共済加入者期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

一 退職共済年金

二 遺族共済年金

三 準用国共済法第七十八条第一項の規定により退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分（以下「私学共済法の退職共済年金の加給」という。）

四 準用国共済法第九十条の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分（以下「私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。）

五 私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分（以下「私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算」という。）

2 前項の規定により私学共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととなる者については、準用国共済法附則第十三条の十第一項の規定は、適用しない。

（カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の支給要件等の特例）
第五十三条 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に

係る障害認定日において私学共済加入者期間を有するものは、準用国共済法第八十一条第一項、第三項又は第五項の規定の適用については、当該初診日において私学共済制度の加入者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による

障害を有する者は、準用国共済法第八十四条第二項又は第八十七条第四項ただし書の規定の適用については、当該初診日において私学共済制度の加入者であつたものとみなす。

（カナダ保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例）

第五十四条 カナダ保険期間及び私学共済加入者期間を有する者が、カナダ保険期間中に死亡した場合は、準用国共済法第八十八条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 カナダ保険期間及び私学共済加入者期間を有する者が、カナダ保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合（その者が準用国共済法第八十八条第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。）は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

（私学共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例）

第五十五条 第五十二条第一項の規定により支給する私学共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該私学共済法による長期給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による私学共済法による長期給付等の額に期間比率を乗じて得た額とする。

一 私学共済法の退職共済年金の加給

二 私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算

算

三 私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる私学共済法による長期給付等の受給権者又は当該私学共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の私学共済加入者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該私学共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第五十二条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の額については、当該私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における私学共済加入者期間は、その算定の基礎としない。

4 私学共済制度の加入者であつて、第五十二条第一項の規定により支給する私学共済法の退職

共済年金の加給の受給権を有する者が退職をしたとき（当該退職をした日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び私学共済制度の加入者の資格を取得したときを除く。）は、前項の規定にかかわらず、当該退職をした日の翌日の属する月の前月までの私学共済加入者期間を算定の基礎として、当該私学共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

5 準用国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた準用国共済法第七十八条第一項の規定及び第五十二条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの私学共済加入者期間を算定の基礎として、当該私学共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

（私学共済法の障害共済年金の額の計算の特例）
第五十六条 第五十三条第一項の規定により支給する障害共済年金（以下この条及び次条において「特例による障害共済年金」という。）の準用国共済法第八十二条第一項（後段を除く。）の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる金額（第四項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額）とする。

2 特例による障害共済年金の準用国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

3 特例による障害共済年金に係る準用国共済法第八十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分(第五項において「私学共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。)の額は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。	3 従前の私学共済法による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。	合算した月数が三百月を超えるときは、三百月で除して得た率とする。 一 特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算した月数	るものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。 (他の特例法の規定の適用を受ける私学共済法による長期給付等の額)
4 前三項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月で除して得た率とする)。 一 特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの 二 昭和三十六年四月一日から当該特例による障害共済年金の給付事由となつた障害に係る障害認定日(二以上の障害を給付事由とする障害共済年金にあつては、準用国共済法第八十二条第四項の規定の例による障害認定日)の属する月までの期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。)	6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち私学共済加入者期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該私学共済加入者期間以外の期間が共済組合の組合員であつた期間であるときは、当該共済組合)の確認を受けたところによる。 (私学共済法の遺族共済年金の額の計算の特例) 第五十七条 第五十四条の規定により支給する遺族共済年金(特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条において「特例による遺族共済年金」という。)の準用国共済法第八十九条第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)に掲げる金額(第三項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。	二 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。) 三 当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者のカナダ保険期間であつて政令で定めるもの	第五十九条 この法律の規定により支給する私学共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する私学共済法による長期給付等(この法律の規定により支給する私学共済法による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する私学共済法による長期給付等の額に相当する額とする。
二 昭和三十六年四月一日から当該特例による障害共済年金の給付事由となつた障害に係る障害認定日(二以上の障害を給付事由とする障害共済年金にあつては、準用国共済法第八十二条第四項の規定の例による障害認定日)の属する月までの期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。)	2 特例による遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、準用国共済法第九十条又は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。	4 第十二条の規定は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十二条第一項及び第二項の規定は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。	第三節 不服申立てに関する特例等 (私学共済法の規定による審査請求の特例) 第六十条 第九條第四項、第二十一条第六項(第二十二條第五項において準用する場合を含む。)、第三十一条第六項(第三十二條第五項において準用する場合を含む。))又は第四十三條第六項(第四十四條第五項において準用する場合を含む。))の規定による確認(私学共済加入者期間に係るものに限る。)に關する処分について不服がある者は、私学共済法の定めるところにより、日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会に対して審査請求をすることが出来る。
三 当該特例による障害共済年金の受給権者のカナダ保険期間であつて政令で定めるもの 5 特例による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が準用国共済法第八十五条第四項の規定によりその受給権が消滅した私学共済法による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわ	3 前二項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあつては、当該	5 前条第六項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。 (私学共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例) 第五十八条 私学共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定め	2 第五十六条第六項(第五十七條第五項において同じ。))の場合において、私学共済加入者期間以外

の期間に係る第五十六条第六項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく私学共済法による長期給付等に関する処分についての不服の理由とすることができない。

(私学共済法の規定による審査請求の手續の特例)

第六十一条 私学共済法第三十六条第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、カナダ年金法令の規定により同種の請求を受理することとされているカナダ実施機関を経由してすることができる。

2 前項の場合における私学共済法第三十六条第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その経由したカナダ実施機関に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法第十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があったものとみなす。

(文部科学大臣の権限)

第六十二条 文部科学大臣は、協定及びこの法律を施行するため必要があるときは、日本私立学校振興・共済事業団に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

第七章 被用者年金各法の規定による給付に係る調整

(老齢給付の加給の支給の調整)

第六十三条 第十六条、第二十七条第一項、第三十九条第一項又は第五十二条第一項の規定により、同時に二以上の老齢厚生年金の加給、国共済法の退職共済年金の加給、地共済法の退職共済年金の加給又は私学共済法の退職共済年金の加給(以下この条において「老齢給付の加給」と

いう)の支給を受けることができる者については、国家公務員共済組合法第七十九条第七項(私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。)及び地方公務員等共済組合法第八十一条第八項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の老齢給付の加給を支給し、その間、他の老齢給付の加給の支給を停止する。

この場合において、当該最も高い老齢給付の加給が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の老齢給付の加給を支給し、その間、他の老齢給付の加給の支給を停止する。

(二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件の特例)

第六十四条 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該初診日において、当該傷病以外の傷病による障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権者である者に限る。)は、当該年金たる給付に係る被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、第十八条第一項、第二十八条第一項、第四十条第一項又は第五十三条第一項の規定を適用する。

2 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該障害認定日がその一の期間中にある障害に係る者に限るものとし、前項の規定により同一の障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至つた者を除く。)は、当該一の期間の期間中にある者に限る。は、当該一の期間のみを有するものとみなして、第十八条第一項、第二十八条第一項、第四十条第一項又は第五十三条第一項の規定を適用する。

とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至つた者を除く。)は、当該一の期間のみを有するものとみなして、第十八条第一項、第二十八条第一項、第四十条第一項又は第五十三条第一項の規定を適用する。

3 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(前二項の規定により同一の障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至つた者を除く。)は、当該障害認定日前の直近の被用者年金被保険者等の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、第十八条第一項、第二十八条第一項、第四十条第一項又は第五十三条第一項の規定を適用する。ただし、その者が当該障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至らなかつた場合にあっては、その者を当該資格を喪失した日前の直近の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有する者とみなして、これらの規定を適用するものとし、これによつても当該年金たる給付の受給権を有するに至らなかつた場合にあっては、同様とする。

(二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る遺族厚生年金等の支給要件の特例)

第六十五条 カナダ保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該死亡した日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(前項の規定により同一の死亡を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至つた者があつた場合における当該死亡に係る者を除く。)は、当該死亡した日の直近の被用者年金被保険者等の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、第十九条、第二十九条、第四十一条又は第五十四条の規定を適用する。ただし、その者の死亡を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至る者があつた場合にあつては、当該死亡した者を当該資格を喪失した日前の直近の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有する者とし、これによつても当該年金たる給付の受給権を有するに至る者があつた場合にあつても、同様とする。

(遺族給付の中高齢寡婦加算等の支給の調整)

第六十六条 第十六条、第二十七条第一項、第三十九条第一項又は第五十二条第一項の規定によ

り、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の中高齢寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算(以下この項において「遺族給付の中高齢寡婦加算」という。)の支給を受けることができる者は、国家公務員共済組合法第九十三条第二項(私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。)

第八章 雑則

及び地方公務員等共済組合法第九十九条の六第二項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の遺族給付の中高齢寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の中高齢寡婦加算の支給を停止する。この場合において、当該最も高い遺族給付の中高齢寡婦加算が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の遺族給付の中高齢寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の中高齢寡婦加算の支給を停止する。

(国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手続の特例)

第六十七条 次に掲げる規定による審査請求又は再審査請求は、社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)第五条第二項(同法第三十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定によるほか、カナダ年金法令の規定により同種の請求を受理することとされているカナダ実施機関を経由してすることができる。

2 第十六条、第二十七条第一項、第三十九条第一項又は第五十二条第一項の規定により、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の経過の寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算(以下この項において「遺族給付の経過の寡婦加算」という。)の支給を受けることができる者は、昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第四項(私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。)

一 国民年金法第二百一条第一項
二 国民年金法附則第九条の三の二第五項
三 厚生年金保険法第九十条第一項
四 厚生年金保険法第九十一条
五 厚生年金保険法附則第二十九条第六項

2 前項の場合における社会保険審査官及び社会保険審査会法第四条若しくは第三十二条第二項の規定による審査請求の期間又は同条第一項の規定による再審査請求の期間の計算については、その経由したカナダ実施機関に審査請求書若しくは再審査請求書を提出し、又は口頭で陳述した時に、審査請求又は再審査請求があったものとみなす。

2 カナダ年金法令においてカナダ実施機関に申し立てることとされている不服申立てを行おうとする者は、社会保険審査官若しくは社会保険審査会、国家公務員共済組合審査会、地方公務員共済組合審査会又は日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会(以下この項において「審査機関」という。)にその旨の文書を提出することができ、この場合において、当該審査機関が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書をカナダ実施機関に送付するものとする。

第六十九条 日本国実施機関又は社会保険審査官若しくは社会保険審査会(次項において「日本側保有機関」という。)は、国民年金法若しくは被用者年金各法(以下この項及び第七十三条にお

(カナダ年金法令による申請等)
第六十八条 カナダ年金法令の規定により支給される年金たる給付その他の給付(第七十条において「カナダ年金」という。)の申請その他カナダ年金法令においてカナダ実施機関に対して行うこととされている申請又は申告(以下この項において「カナダ年金法令による申請等」という。)を行おうとする者は、当該カナダ年金法令による申請等に係る文書を日本国実施機関(社会保険庁長官、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会又は共済組合等(国家公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合を除く。)に限る。)に提出することができる。この場合において、当該日本国実施機関が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書をカナダ実施機関に送付するものとする。

いて「公的年金各法」という。)の被保険者若しくは被保険者であった者、組合員若しくは組合員であった者若しくは加入者若しくは加入者であった者又は公的年金各法による年金たる給付の受給権者に関する情報であつてこの法律、公的年金各法その他の関係法令の実施のために自らが保有するもの(以下この項において「保有情報」という。)を、保有情報の本人又はその遺族の権利義務に係る協定の実施に必要な限度において、協定第二条1(d)に規定するカナダの権限のある当局又はカナダ実施機関(次項において「カナダ側保有機関」という。)に対して提供することができる。

2 日本側保有機関は、カナダ側保有機関から提供を受けた情報であつて個人に関するものについて、個人情報保護の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)、行政機関の保有する個人情報保護の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)又は独立行政法人等の保有する個人情報(第九号)の規定によるほか、これらの法律における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。

(戸籍事項の無料証明)
第七十条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。)は、カナダ年金の受給権者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、カナダ年金法令の適用を受ける者、カナダ年金法令の適用を受けたことがある者又はカ

ナダ側保有機関は、カナダ側保有機関から提供を受けた情報であつて個人に関するものについて、個人情報保護の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)、行政機関の保有する個人情報保護の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)又は独立行政法人等の保有する個人情報(第九号)の規定によるほか、これらの法律における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。

ナダ年金の受給権者であつて日本国の国籍を有するものの戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

(経過措置)

第七十一条 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(実施命令)

第七十二条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令・総務省令・文部科学省令、総務省令、財務省令、文部科学省令又は厚生労働省令で定める。

(政令への委任)

第七十三条 前各条に規定するもののほか、公的年金各法による年金たる給付の支給要件、加算の要件及び額の計算並びにその支給の停止及び支給の調整に関する規定を適用する場合における必要な技術的読替えその他の協定及びこの法律の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、附則第三十七条から第四十五条までの規定は、公布の日から施行する。

(施行日において六十五歳を超える者の老齡基礎年金等の支給に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、六十五歳を超える者であつて第

五条第一項の規定により老齡基礎年金を受ける権利を取得したものに對する国民年金法第二十八條の規定の適用については、同条第一項中「六十六歳に達する」とあるのは「その受給権を取得した日から起算して一年を経過する日」と、「六十五歳に達した」とあるのは「当該老齡基礎年金の受給権を取得した」と、「六十六歳に達した」とあるのは「起算して一年を経過した」と、同条第二項中「六十六歳に達した」とあるのは「老齡基礎年金の受給権を取得した日から起算して一年を経過した」とする。

2 次の各号に掲げる者に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「六十五歳に達した日において」とあるのは「社会保障に關する日本国とカナダとの間の協定の実施の施行の日において」と、「当該六十五歳」とあるのは「その者が六十五歳とする」。

一 前項に規定する者 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四條第一項

二 施行日において、カナダ保険期間を有し、かつ、六十五歳を超える者であつて老齡基礎年金の受給権を有しないもの 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五條第一項

(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の障害基礎年金の支給に関する経過措置)

第三条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日において、カナダ保険期間を有する者であつて次の各号のいずれかに該当したものが、当該障害認定日において、当該傷病により国民

年金法第三十條第二項に規定する障害等級に該當する程度の障害の状態にあり、かつ、保険料納付済期間(昭和六十年国民年金等改正法附則第八條第九項の規定により保険料納付済期間とみなすこととされたものを含む。次条及び附則第五條第一項において同じ。)又は保険料免除期間を有するときは、その者に、国民年金法第三十條第一項の障害基礎年金を支給する。ただし、その者が、当該障害につき、第六條第一項、同法第三十條第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第二十條第一項及び第二十一條の規定を參照して政令で定める受給資格要件に該當しない場合は、この限りでない。

一 国民年金法第三十條第一項各号のいずれかに該當した者であること。

二 当該初診日が、カナダ保険期間中にある者であること。

2 第十一條第一項、第二項及び第四項の規定は前項の規定により支給する障害基礎年金の国民年金法第三十三條第一項又は第二項の規定による額について、第十一條第三項、第五項及び第六項の規定は当該障害基礎年金に同法第三十三條の二第一項の規定により加算する額について、それぞれ準用する。

3 前二項の規定は、同一の傷病による障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害基礎年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る障害基礎年金の支給)

第四条 疾病にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(カナダ保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による障害基礎年金の支給要件又は額に關する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る遺族基礎年金の支給に關する経過措置)

第五条 国民年金の被保険者又は被保険者であつた者であつて、カナダ保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該當したときは、その者の妻又は子に、国民年金法第三十七條の遺族基礎年金を支給する。ただし、当該国民年金の被保険者又は被保険者であつた者(第一号から第三号までのいずれかに該當する者に限る。)が第六條第二項、同法第三十七條ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第二十條第二項及び第二十一條の規定を參照して政令で定める受給資格要件を満たさない場合又は当該妻若しくは子が当該死亡した日から施行日までの間において国民年金法第四十條に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅事由を參照して政令で定める事由に該當した場合については、この限りでない。

一 国民年金の被保険者であるとき。

二 国民年金の被保険者であつた者であつて、

日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であるものであるとき。

三 国民年金の被保険者であつた者であつて、当該死亡した日が、カナダ保険期間中であるものであるとき。

四 第五法第一項、国民年金法第二十六條ただし書及び附則第九條並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第十二條の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たす者であるとき。

2 国民年金法第十八條の二、第十八條の三及び第三十七條の二の規定は、前項の場合について準用する。

3 第十二條の規定は、第一項の規定により支給する遺族基礎年金の国民年金法第三十八條、第三十九條第一項又は第三十九條の二第一項の規定による額について準用する。

4 前三項の規定は、同一の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

5 第一項の規定による遺族基礎年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(昭和六十一年四月一日において六十歳以上である者の死亡に係る遺族基礎年金の支給)

第六條 カナダ保険期間及び国民年金の被保険者期間又は被用者年金被保険者等であつた期間を有し、かつ、大正十五年四月一日以前に生まれ、かつ、大正十五年四月一日以前に死亡した場合におけるこの法律及び他の法令による遺族基礎年金の支給要件又は額に関する規定

の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
(旧国民年金法による通算老齢年金等の支給要件等の特例)

第七條 第五法第一項の規定は、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一條の規定による改正前の国民年金法(次条において「旧国民年金法」という。)による通算老齢年金について準用する。

第八條 旧国民年金法による障害年金(当該障害年金の受給権者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたことにより昭和六十年国民年金等改正法附則第二十六條第一項の規定が適用されるものを除く。)を受けることができる者であつて、国民年金法第三十四條第四項及び第三十六條第二項ただし書に規定するその他障害に係る初診日がカナダ保険期間中にあるものは、同法第三十四條第四項又は第三十六條第二項ただし書の規定の適用については、障害基礎年金の受給権者であつて、当該初診日において同法第三十條第一項第一号に該当する者であつたものとみなす。

(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の障害厚生年金の支給に関する経過措置)

第九條 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日において、カナダ保険期間を有する者であつて次の各号のいずれかに該当したものが、当該障害認定日において、当該傷病により厚生年金保険法第四十七條第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、厚生年金保険の被保険者期間を有するときは、

その者に、同法第一項の障害厚生年金を支給する。ただし、その者が、当該障害につき、第七條第一項、同法第四十七條第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四條第一項及び第六十五條の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たさない場合は、この限りでない。

一 厚生年金保険の被保険者であること。
二 当該傷病に係る初診日が、カナダ保険期間中にある者であること。

2 第二十一條第一項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害厚生年金の厚生年金保険法第五十條第一項又は第二項の規定による額について、第二十一條第二項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害厚生年金の同法第五十條第三項の規定による額について、第二十一條第三項から第六項までの規定は前項の規定により支給する障害厚生年金に同法第五十條の二第一項の規定により加算する額について、それぞれ準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害厚生年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(初診日が昭和六十一年四月一日以前にある傷病に係る障害等に関する障害厚生年金の支給)

第十條 疾病にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日以前にある傷病又は初診日が同日以前にある傷病による障害(カナダ保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者に

係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による障害厚生年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る遺族厚生年金の支給に関する経過措置)

第十一條 厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者であつてカナダ保険期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したときは、その者の遺族に、厚生年金保険法第五十八條第一項の遺族厚生年金を支給する。

ただし、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者(第一号から第三号までのいずれかに該当する者に限る。)が第十七條第二項、同法第五十八條第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四條第二項及び第六十五條の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たさない場合又は当該遺族が当該死亡した日から施行日までの間において厚生年金保険法第六十三條に規定する遺族厚生年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 厚生年金保険の被保険者(失踪の宣告を受けた厚生年金保険の被保険者であつた者であつて、行方不明となつた当時厚生年金保険の被保険者であつたものを含む。)であるとき。

二 厚生年金保険の被保険者であつた者であつて、当該死亡した日が、カナダ保険期間中にあるものであるとき(前号に該当するときを除く。)

三 厚生年金保険の被保険者であつた者であつて、厚生年金保険の被保険者であつた間又はカナダ保険期間中に初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該初診日から起算して五年を経過していないものであるとき(前二号に該当するときを除く。)	四 第十六条、厚生年金保険法第四十二条第二号及び附則第十四条並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たす者であるとき。	二 厚生年金保険法第五十九条及び第五十九条の二並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第七十二条第二項の規定は、前項の場合について準用する。	三 第一項の場合において、死亡した厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者が同項第一号から第三号までのいずれかに該当し、かつ、同項第四号にも該当するときは、その遺族が遺族厚生年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号から第三号までのいずれかのみに該当し、同項第四号には該当しないものとみなす。	四 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金は厚生年金保険法第五十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金とみなし、第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金とみなす。
五 第一項の規定により支給する遺族厚生年金の額について、厚生年金保険法第六十二条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「その権利を取得した当時」とあるのは、「当該遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る死亡の日において」とする。	六 第一項の規定により支給する遺族厚生年金の額について、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「妻であつた者に限る」とあるのは、「妻であつた者であつて、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時四十歳(当該死亡日が平成十九年四月一日前にある場合にあつては、三十五歳)以上であつたものに限る」とする。	七 第十六条(第一号から第五号までを除く。)の規定は、第一項第四号に該当することにより遺族厚生年金の支給を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項に規定する遺族厚生年金の経過の寡婦加算の加算の資格要件たる期間を満たさないものについて準用する。	八 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。 一 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金の額 二 第二項第一項、第三項及び第五項 三 第一項第一号から第三号までのいずれかに	二 第一項第一号から第三号までのいずれかに
該当することにより支給する遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過の寡婦加算の額 第二十条第二項、第三項及び第五項	三 第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過の寡婦加算の額 第二十条第一項及び第二項	四 第一項の規定により支給する遺族厚生年金に昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十二条	五 第一項の規定により支給する遺族厚生年金に昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十二条第一項及び第二項	九 前各項の規定は、同一の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。 十 第一項の規定による遺族厚生年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。 (昭和六十一年四月一日前の死亡等に係る遺族厚生年金の支給) 第十二条 カナダ保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合又は同日前に発した傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者その他の政令で定める者が施行日前に死亡した場合における遺族厚生年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関する
し必要な事項は、政令で定める。 (旧厚生年金保険法による保険給付の支給要件等の特例) 第十三条 第十六条の規定は、昭和六十年国民年金等改正法第三十条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この条及び次条において「旧厚生年金保険法」という。)による次に掲げる保険給付について準用する。 一 昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による老齢年金(次項において「旧厚生年金保険法による老齢年金」という。)	二 昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による通算老齢年金	三 昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による特例老齢年金	二 前項の規定により支給する旧厚生年金保険法による老齢年金(旧厚生年金保険法第三十四条第一項第一号に掲げる額に相当する部分又は旧厚生年金保険法第四十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分に限る。)の額については、第二十条第一項及び第二項の規定を参酌して政令で定めるところによる。	第十四条 旧厚生年金保険法による障害年金その他の権利を取得した当該時から引き続き旧厚生年金保険法別表第一に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るも

官 報 (号 外)

のを除く。)を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第五十二条第四項及び第五十四条第二項ただし書に規定するその他障害に係る傷病の初診日がカナダ保険期間中にあるものは、同法第五十二条第四項及び第五十四条第二項ただし書の規定の適用については、障害厚生年金の受給権者であつて、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 施行日が郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二百二号)第六十六条の規定の施行の前日である場合には、同条の規定の施行の前日までの間における第二十六条の規定の適用については、同条中「当該職員とみなされる者並びに国共済法附則第二十条の三第四項の規定により当該職員とみなされる同条第一項に規定する郵政会社等役職員(国共済法附則第二十条の七第一項の規定により当該職員とみなされる者を含む。)」とあるのは、「当該職員とみなされる者」とする。

(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の国共済法による障害共済年金の支給に関する経過措置)

第十六条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日がカナダ保険期間中にある者(当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつた者を除く。)が、当該障害認定日において、国共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病

により国家公務員共済組合法(以下この条から附則第二十条までにおいて「国共済法」という。)第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

2 第三十一条第一項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十二条第一項(後段を除く。)の規定による金額について、第三十一条第二項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額について、第三十一条第三項から第六項までの規定は前項の規定により支給する障害共済年金に国共済法第八十三条第一項の規定により加算する金額について、それぞれ準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る国共済法による障害共済年金の支給)

第十七条 病氣にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(カナダ保険期間及び国共済組合員期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による国共済法による障害共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で

定める。

(施行日前の死亡に係る国共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)

第十八条 国家公務員共済組合の組合員であつた者であつてカナダ保険期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき(当該死亡した日において国家公務員共済組合の組合員であつた場合を除く。)は、その者の遺族に、国共済法第八十八条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から施行日までの間において国共済法第九十三条の二に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 当該死亡した日がカナダ保険期間中にあるとき。

二 カナダ保険期間中に初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該初診日から起算して五年を経過していないとき(前号に該当するものを除く。)

三 第二十七条第一項、国共済法第八十八条第一項第四号及び昭和六十年国共済改正法附則第十四条第一項から第三項までの規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

2 国共済法第二条第一項第三号、第二項及び第三項、第四十三条、第四十四条並びに第七十四条の五の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の場合において、死亡した国家公務員共済組合の組合員であつた者が同項第一号又は

第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が国共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。

4 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は国共済法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金とみなし、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

5 第二十七条第一項(第一号から第三号までを除く。)の規定は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受けることができる者であつて、国共済法第九十条に規定する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項に規定する国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の国共済法第八十九条第一項第一号の規定による額 第三十二条第一項、第三項及び第五項
二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額

第三十二条第二項、第三項及び第五項

三 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第三十条第一項及び第二項

四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十二条

五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十二条第一項及び第二項

七 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

八 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(昭和六十一年四月一日前の死亡に係る国共済法による遺族共済年金の支給)

第十九条 カナダ保険期間及び国共済組合員期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における国共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(国共済法の規定による審査請求の手續の特例に関する経過措置)

第二十条 国共済法の規定による処分のうち施行日前に行われたものに対する国共済法第百三条

平成十八年六月六日 衆議院会議録第三十四号

第一項の規定による審査請求については、第三十六条の規定は、適用しない。

(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の地共済法による障害共済年金の支給に関する経過措置)

第二十一条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日がカナダ保険期間中にある者(当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつた者を除く。)が、当該障害認定日において、地共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により地方公務員等共済組合法(以下この条から附則第二十五条までにおいて「地共済法」という。)第八十四条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

二 第四十三条第一項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の地共済法第八十七条第一項の規定による金額について、第四十三条第二項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の地共済法第八十七条第一項第一号に掲げる金額の同条第三項の規定による金額について、第四十三条第三項から第六項までの規定は前項の規定により支給する障害共済年金に地共済法第八十八条第一項の規定により加算する額について、それぞれ準用する。

三 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を有する者については、適用しない。

四 第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案及び同報告書

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る地共済法による障害共済年金の支給)

第二十二條 病気にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日以前にある傷病による障害(カナダ保険期間及び地共済組合員期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による地共済法による障害共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る地共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)

第二十三條 地方公務員共済組合の組合員であつた者であつてカナダ保険期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき(当該死亡した日において地方公務員共済組合の組合員であつた場合を除く。)は、その者の遺族に、地共済法第九十九条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から施行日まで期間において地共済法第九十九条の七に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 当該死亡した日がカナダ保険期間中にあるとき。

二 カナダ保険期間中に初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該初診日から起算して五年を経過していないとき(前号に該当するときを除く。)

三 第三十九条第一項、地共済法第九十九条第

一項第四号並びに昭和六十年地共済改正法附則第十三条第一項、第三項及び第四項の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

二 地共済法第二十条第一項第三号、第二項及び第三項、第四十五條、第四十六條並びに第七十六條の五の規定は、前項の場合について準用する。

三 第一項の場合において、死亡した地方公務員共済組合の組合員であつた者が同項第一号又は第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が地共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。

四 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は地共済法第九十九条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金とみなし、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

五 第三十九条第一項第一号から第三号までを除く。の規定は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受けることができる者であつて、地共済法第九十九条の三に規定する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第一項に規定する地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の地共済法第九十九条の二第一項第一号の規定による額 第四十四条第一項、第三項及び第五項

二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第四十四条第二項、第三項及び第五項

三 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第四十二条第一項及び第二項

四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年地共済改正法附則第三十条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十二条

五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年地共済改正法附則第三十条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十二条第一項及び第二項

7 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(昭和六十一年四月一日前の死亡に係る地共済法による遺族共済年金の支給)

第二十四条 カナダ保険期間及び地共済組合員期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における地共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(地共済法の規定による審査請求の手續の特例に關する経過措置)

第二十五条 地共済法の規定による処分のうち施行日前に行われたものに対する地共済法第百十七條第一項の規定による審査請求については、第四十八條の規定は、適用しない。

(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の私学共済法による障害共済年金の支給に關する経過措置)

第二十六条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日がカナダ保険期間中にある者(当該初診日において私学共済制度の加入者であつた者を除く。)が、当該障害認定日において、私学共済加入者期間を有し、かつ、当該傷病により私立学校教職員共済法(次条から附則第三十条までにおいて「私学共済法」という。)第二十五条において準用する国家公務員共済組合法(以下この条及び附則第二十八条において「準用国共済法」という。)第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

2 第五十六条第一項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の準用国共済法第八十二条第一項(後段を除く。)の規定による金額について、第五十六条第二項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の準用国共済法第八十二条第一項(後段を除く。)の規定による金額について、第五十六条第三項から第六項までの規定は前項の規定により支給する障害共済年金に準用国共済法第八十三条第一項の規定により加算する金額について、それぞれ準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る私学共済法による障害共済年金の支給)

第二十七条 病気にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(カナダ保険期間及び私学共済加入者期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による私学共済法による障害共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る私学共済法による遺族共済年金の支給に關する経過措置)

第二十八条 私学共済制度の加入者であつた者であつてカナダ保険期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき(当該死亡した日において私学共済制度の加入者であつた場合を除く。)は、その者の遺族に、準用国共済法第八十八条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から施行日までの間において準用国共済法第九十三條の二に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 当該死亡した日がカナダ保険期間中にあるとき。

二 カナダ保険期間中に初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該初診日から起算して五年を経過していないとき(前号に該当するときは除く。)

三 第五十二条第一項、準用国共済法第八十八条第一項第四号及び私学共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第十四條第一項から第三項までの規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

2 準用国共済法第二條第一項第三号、第二項及び第三項、第四十三條、第四十四條並びに第七十四條の五の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の場合において、死亡した私学共済制度の加入者であつた者が同項第一号又は第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が私学共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。

4 第一項第一号又は第二号に該当することによ

り支給する遺族共済年金は準用国共済法第八十八條第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金とみなし、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

5 第五十二條第一項(第一号から第三号までを除く。)の規定は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受けることができる者であつて、準用国共済法第九十條に規定する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は私学共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十八條第一項に規定する私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の準用国共済法第八十九條第一項第一号の規定による額 第五十七條第一項、第三項及び第五項

二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第五十七條第二項、第三項及び第五項

三 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第五十七條第二項、第三項及び第五項

五 第一項及び第二項

四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に私学共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九條第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十二條

五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に私学共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九條第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十二條第一項及び第二項

7 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(昭和六十一年四月一日前の死亡に係る私学共済法による遺族共済年金の支給)

第二十九條 カナダ保険期間及び私学共済加入者期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における私学共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(私学共済法の規定による審査請求の手續の特例に關する経過措置)

第三十條 私学共済法の規定による処分のうち施行日前に行われたものに対する私学共済法第三十六條第一項の規定による審査請求については、第六十一條の規定は、適用しない。

(旧船員保険法による老齡年金等の支給要件等の特例)

第三十一條 カナダ保険期間及び昭和六十年国民年金等改正法第五條の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号。以下この条及び次条において「旧船員保険法」という。)による船員保険の被保険者であつた期間を有し、かつ、旧船員保険法又は昭和六十年国民年金等改正法附則第七條の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第五十五号。以下この項において「旧船員保険一部改正法」という。)による保険給付のうち次に掲げるものの支給要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件規定」という。)に規定する当該保険給付の受給資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件規定(その者が当該支給要件規定に規定する旧船員保険法又は旧船員保険一部改正法による保険給付の受給資格要件たる期間を満たさないものに限る。)を適用する場合においては、その者のカナダ保険期間であつて政令で定めるものを、昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年国民年金等改正法附則第二條第一項の規定による廃止前の通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)による通算対象期間その他の政令で定める期間に算入する。

一 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による老齡年金(第三項において「旧船員保険法による老齡年金」という。)

二 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による通算老齡年金

三 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険一部改正法による特例老齡年金

2 前項の規定により支給する老齡年金(旧船員保険法第三十五條第一号に規定する額に相当する部分又は旧船員保険法第三十六條第一項の規定により加給する額に相当する部分に限る。)の額は、同号又は同条第一項の規定にかかわらず、同号の規定による額又は同項の規定による額に期間比率を乗じて得た額とする。

3 前項の期間比率は、旧船員保険法による老齡年金の受給権者の船員保険の被保険者であつた期間であつて政令で定めるものの月数を、百八十で除して得た率とする。

第三十二條 旧船員保険法による障害年金のうち職務外の事由によるもの(その権利を取得した当時から引き続き旧船員保険法別表第四の下欄に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。)を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第五十二條第四項及び第五十四條第二項ただし書に規定するその他障害に係る傷病の初診日がカナダ保険期間中にあるものは、同法第五十二條第四項及び第五十四條第二項ただし書の規定の適用については、障害厚生年金の受給権者であつて、当該初診日において厚生年金保険の被

保険者であつたものとみなす。

(二)以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件の特例に関する経過措置)

第三十三条 カナダ保険期間中に初診日のある傷病による障害(当該障害に係る障害認定日が施行日前にあるものに限る。)を有する者であつて、当該障害認定日において、当該障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給資格要件たる障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するものについては、第六十四条中「第十八条第一項、第二十八条第一項、第四十条第一項又は第五十三条第一項」とあるのは、「附則第九条、第十六条、第二十一条又は第二十六条」と読み替えて同条の規定を準用する。

(二)以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る遺族厚生年金等の支給要件の特例に関する経過措置)

第三十四条 カナダ保険期間中に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該死亡した日が施行日前にあるものに限る。)については、第六十五条第二項中「第十九条、第二十九条、第四十一条又は第五十四条」とあるのは、「附則第十一条、第十八条、第二十三条又は第二十八条」と読み替えて同項の規定を準用する。

2 カナダ保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該死亡した日が施行日前にあるものに限る。)については、第六十五条中「第十九条第二項、第二十九条第二項、第四十一条第二項又は第五十四条第二項」とあり、及び「第十九条、第二十九条、第四十一条又は第五十四条」とあるのは、「附則第十一条、第十八条、第二十三条又は第二十八条」と読み替えて同項の規定を準用する。

2 カナダ保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に

死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該死亡した日が施行日前にあるものに限る。)については、第六十五条中「第十九条第二項、第二十九条第二項、第四十一条第二項又は第五十四条第二項」とあり、及び「第十九条、第二十九条、第四十一条又は第五十四条」とあるのは、「附則第十一条、第十八条、第二十三条又は第二十八条」と読み替えて同条の規定を準用する。

(遺族給付の中高齢寡婦加算等の支給の調整に関する経過措置)

第三十五条 第六十六条第一項の規定は、附則第三十一条第一項第四号、第十八条第一項第三号、第二十三条第一項第三号又は第二十八条第一項第三号に該当することにより、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の中高齢寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の支給を受けることができる者について準用する。

2 第六十六条第二項の規定は、附則第三十一条第一項第四号、第十八条第一項第三号、第二十三条第一項第三号又は第二十八条第一項第三号に該当することにより、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の経過的寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の支給を受けることができる者について準用する。

(国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手続の特例に関する経過措置)

第三十六条 国民年金法又は厚生年金保険法による処分のうち施行日前に行われたものに対する第六十七条第一項各号に掲げる規定による審査請求又は再審査請求については、同項の規定は、適用しない。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第三十八条 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第七十五条第四項中「について」の下に、「個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)」を加える。

附則第六条中「大正十五年四月一日前」を「大正十五年四月一日以前」に改める。

(社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第三十九条 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十二年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「について」の下に、「個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)」を加える。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第四十四条のうち、社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二十条第一項の改正規定中「第六十条第一項」を「第六十条第一項第一号若しくは第二号イ」に改める。

第四十四条の三のうち、社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二十五条第一項の改正規定中「第六十条第一項及び」を「第六十条第一項第一号及び第二号イ並びに」に改める。

第四十四条の四のうち、社会保障に関する日本国とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二十五条第一項の改正規定中「第六十条第一項及び」を「第六十条第一項第一号及び第二号イ並びに」に改める。

第四十四条の五のうち、社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二十四条第一項の改正規定中「第六十条第一項及び」を「第六十条第一項第一号及び第二号イ並びに」に改める。

第五條中「みなされる者」の下に「並びに同法附則第二十条の三第四項の規定により当該職員とみなされる同条第一項に規定する郵政会社等役員職員（同法附則第二十条の七第一項

の規定により当該役職員とみなされる者を含む。」を加える。

第三百三十八条中社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二十九条の改正規定を次のように改める。

第二十九条中「みなされる者」の下に「並びに国共済法附則第二十条の三第四項の規定により当該職員とみなされる同条第一項に規定する郵政会社等役職員(国共済法附則第二十条の七第一項の規定により当該役職員とみなされる者を含む。)」を加える。

第三百三十九条中社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二十八条の改正規定を次のように改める。

第二十八条中「みなされる者」の下に「並びに国共済法附則第二十条の三第四項の規定により当該職員とみなされる同条第一項に規定する郵政会社等役職員(国共済法附則第二十条の七第一項の規定により当該役職員とみなされる者を含む。)」を加える。

社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、日本とカナダ両国の年金制度への二重加入の防止等を目的に締結された「社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定」(以下「協定」という。)を実施するため、公的年金各法について、被保険者の資格等に関する特例を設

けようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 カナダから我が国に一時的に派遣された者等であつて、協定によりカナダ年金制度法令の適用を受ける者等は、公的年金各法の被保険者として扱ふこと。

2 公的年金各法の給付の支給要件について、カナダの年金制度の保険期間を我が国の年金制度に加入していた期間に算入するとともに、これにより支給要件を満たした場合、我が国の年金制度に加入した期間に充てた額を支給すること。

3 この法律は、一部の事項を除き、協定の効力発生の日から施行すること。

議案の可決理由
協定を実施するため、公的年金各法について、被保険者の資格等に関する特例を設けることは、時宜に適合するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

平成十八年六月二日
厚生労働委員長 岸田 文雄
衆議院議長 河野 洋平殿

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十八年四月十九日
参議院議長 扇 千景
衆議院議長 河野 洋平殿

社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案及び同報告書 原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の

日本国政府及び欧州原子力共同体(以下「ユーラトム」という。)は、

原子力の平和的・非爆発目的利用に関し、日本国及びユーラトム並びに第三者の利益となる長期的で安定した協力を相互利益及び相互主義の原則に基づいて継続し、及び一層発展させることを希望し、

日本国並びにユーラトム及びその加盟国が、原子力の平和的利用について、並びに健康、安全性、原子力の平和的利用及び環境保護に関する各自の法令に定める安全の確保について、同等の高い水準を達成していることを認識し、

また、原子力の平和的・非爆発目的利用の分野における長期的な協力のための予見可能で実際の態様による取極であつて、各自の原子力計画における必要性を勘案し、かつ、貿易、研究開発その他の分野における日本国とユーラトムとの間の協力活動を容易にするものを作成することを希望し、

原子力の平和的利用に関する日本国とユーラトムとの間の協力の実施において立脚すべき関連の保障措置制度及び輸出管理制度を強化し、並びに

それらを効率的に適用することを含む核不拡散に對する日本国政府並びにユーラトム及びその加盟国政府の強固な誓約を再確認し、

日本国政府並びにユーラトム及びその加盟国政府が、国際原子力機関の目的及びその保障措置制度を支持していること並びに千九百六十八年七月一日に作成された核兵器の不拡散に関する条約(以下「不拡散条約」という。)への参加が普遍的に行われるよう希望していることを再確認し、

ユーラトムのすべての加盟国において千九百五十七年三月二十五日に作成された欧州原子力共同体を設立する条約(以下「ユーラトム条約」という。)による保障措置の適用があることに留意し、ユーラトム条約に定めるユーラトムの域内における核物質、設備及び核物質ではない資材の移転の自由の原則を認識し、

また、核兵器の拡散の危険を減少させ、並びに作業員、公衆及び環境の保護を確保するため、プルトニウムの管理について高い水準の透明性を確保することが重要であることを認識して、次のとおり協定した。

第一条 定義

この協定の適用上、
(a) 「両締約者」とは、日本国政府及びユーラトムのいう。「締約者」とは、両締約者のいずれか一方をいう。

(b) 「ユーラトム」とは、次の(i)又は(ii)に規定するものをいう。

(i) ユーラトム条約により設立された法人
(ii) ユーラトム条約の適用を受ける領域

(c) 「者」とは、両締約者のそれぞれの領域的管轄の下で適用可能な法令により規律される自然人又は企業その他の団体をいい、両締約者を含まない。

(d) 「適当な当局」とは、日本国政府についてはその指定する政府機関をいい、ユーラトムについては欧州委員会又はユーラトムが日本国政府に書面により随時通報するその他の当局をいう。 (e) 「公開の情報」とは、いずれの締約者も、また、ユーラトムのいずれの加盟国も秘密としていない情報をいう。 (f) 「核物質」とは、次に規定する原料物質又は特殊核分裂性物質をいう。 (i) 「原料物質」とは、次の物質をいう。 ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラン 同位元素ウラン二三五の劣化ウラントリウム 金属、合金、化合物又は高含有物の形状において前記のいずれかの物質を含有する物質 その他の物質であつて、千九百五十六年十月二十六日に作成された国際原子力機関憲章(以下「憲章」という。)第二十条に基づき国際原子力機関理事会が決定する含有率(その受入れを、両締約者の適当な当局が書面により相互に通報するものに限る。)において前記の物質の一又は二以上を含有するもの 憲章第二十条に基づき国際原子力機関理事会が決定する物質であつて前記の物質以外のもの(その受入れを、両締約者の適当な当局が書面により相互に通報するものに限る。) (ii) 「特殊核分裂性物質」とは、次の物質をいい、原料物質を含まない。 プルトニウム	ウラン二三三 同位元素ウラン二三三又は二三五の濃縮ウラン 前記の物質の一又は二以上を含有する物質 憲章第二十条に基づき国際原子力機関理事会が決定する物質であつて前記の物質以外のもの(その受入れを、両締約者の適当な当局が書面により相互に通報するものに限る。) (g) 「機微な核物質」とは、分離されたプルトニウム(混合酸化燃料中のプルトニウムを含む。)又は濃縮ウラン(同位元素ウラン二三五及び二三三の一方又は双方の濃縮度が二十パーセントを超えるものに限る。)をいう。 (h) 「設備」とは、原子力活動における使用のために特に設計し、又は製造した主要なプラント、機械若しくは器具又はこれらの主要な構成部分であつて、この協定の附属書(以下「附属書」という。)AのA部に掲げるものをいう。 (i) 「核物質ではない資材」とは、重水その他高速中性子を減速させ、核分裂の維持を可能とするために原子炉において使用するのに適した物質であつて、附属書AのB部に掲げるものをいう。 (j) 「回収され、又は副産物として生産された核物質」とは、この協定に基づいて移転された核物質から得られた特殊核分裂性物質又はこの協定に基づいて移転された原子炉若しくは附属書AのA部に掲げるその他の設備であつてこの協定に基づいて移転されるもの(当該その他の設備の移転に先立ち日本国政府及び欧州委員会が書面により合意した場合
に限り、この合意は、欧州委員会とユーラトムの関係加盟国政府との間の協議の後に行われるものとする。)を用いて行う一若しくは二以上の処理によつて得られた特殊核分裂性物質をいう。 第二条 協力の範囲 1 両締約者は、生産者、核燃料サイクル産業、公益事業、研究開発機関及び消費者の相互利益のため、原子力の平和的非爆発目的利用のために日本国及びユーラトム又はその相互の間における原子力分野における取引、研究開発その他の活動を、核不拡散の原則に従いつつ促進し、及び容易にすることにつき、この協定の下で協力する。 2 両締約者は、次の方法により協力する。 (a) 一方の締約者又はその認められた者は、供給者と受領者との間の合意により定める条件で、核物質、設備及び核物質ではない資材を他方の締約者若しくはその認められた者に供給し、又はこれから受領することができ (b) 一方の締約者又はその認められた者は、提供者と受領者との間の合意により定める条件で、他方の締約者若しくはその認められた者に核燃料サイクルに関連する役務その他のこの協定の範囲内における役務を提供し、又はこれからそのような役務の提供を受けることができる。 (c) 両締約者は、相互の間又はそれぞれの者の間における専門家の交換に伴い専門家の交換が行われる場合には、両締約者は、それぞれこれらの専門家の自己の領域への入国及び自己の領域における滞在を容易にする。	(d) 両締約者は、相互の間、それぞれの者の間又は一方の締約者と他方の締約者の者との間において、合意により公開の情報を提供し、及び交換することを容易にする。 (e) 両締約者は、両締約者が適当と認めるその他の方法により、相互の間で協力し、及びそれぞれの者の間における協力を推進することができる。 3 1及び2の規定による協力は、この協定の規定並びに日本国及びユーラトムにおいて効力を有する適用可能な国際協定及び法令に従う。 第三条 協定の対象品目 1 日本国とユーラトムとの間において移転される核物質は、その移転が直接であると第三国を経由してであるとを問わず、供給締約者が受領締約者に対し予定される移転を書面により通告した場合であつて、当該核物質がこの協定の適用を受けることとなること及び予定される受領者が受領締約者でない場合にあつては当該受領者が受領締約者の領域的管轄の下にある認められた者であることを受領締約者が書面により確認するときに限り、かつ、当該核物質が受領締約者の領域的管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。 2 日本国とユーラトムとの間において移転される設備及び核物質ではない資材は、それらの移転が直接であると第三国を経由してであるとを問わず、次の(a)及び(b)のいずれの要件をも満たす場合に限り、かつ、当該設備及び核物質ではない資材が受領締約者の領域的管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。 (a) これらの品目をこの協定に基づいて移転することにつき、日本国からユーラトムへの移転については日本国政府による決定、ユーラ

官 報 (号 外)

トムから日本国への移転についてはユーラトムの関係加盟国政府又は場合により欧州委員会による決定があること。 (b) 予定される移転についての供給締約者の受領締約者に対する書面による通告並びにこれらの品目がこの協定の適用を受けることとなること及び予定される受領者が受領締約者でない場合にあつては当該受領者が受領締約者の領域的管轄の下にある認められた者であることについての受領締約者の書面による確認があること。	間、第二条に規定するところに従い、かつ、ユーラトムにおいてその特定する計画の対象とされる限りにおいて、原子力の平和的非爆発目的利用のための研究開発に係る協力を発展させる。両締約者又はそれらの機関は、適当な場合には、大学、実験施設、民間部門その他すべての研究部門の研究者及び組織が当該協力に参加することを認めることができる。また、両締約者は、この分野におけるそれぞれの者の間の協力を容易にする。 2 両締約者は、この条の規定による活動を一層発展させ、及び容易にするため、別個の取極を締結する。	3 転換、燃料加工、濃縮又は再処理の工程において他の核物質と混合されることにより、この協定の適用を受けている核物質の特定性が失われた場合又は失われたと認められる場合には、この協定の下の当該核物質の特定については、代替可能性の原則及び構成比率による比例の原則により行うことができるものとする。 4 この協定の規定を実施するに当たり、日本国並びにユーラトム及びその加盟国は、千九百九十六年十月二十四日に効力を生じた原子力の安全に関する条約に適合するように行動する。	(a) 千九百七十七年三月四日に作成された不拡散条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定(以下「日本国に関する保障措置協定」という。)で、千九百九十八年十二月四日に作成された追加議定書により補足されたもの (b) 千九百七十七年四月五日に作成された不拡散条約第三条1及び4の規定の実施に関するオーストリア共和国、ベルギー王国、デンマーク王国、エストニア共和国、フィンランド共和国、ドイツ連邦共和国、ギリシャ共和国、アイルランド、イタリア共和国、ルクセンブルク大公国、オランダ王国、ポルトガル共和国、スペイン王国、スウェーデン王国、スロバキア共和国、ユーラトム及び国際原子力機関の間の協定(以下「ユーラトムの加盟国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びフランス共和国を除く。)」に関する保障措置協定」という。)で、千九百九十八年九月二十二日に作成された追加議定書により補足されたもの(その後の改正を含む。) (c) 千九百七十六年九月六日に作成された不拡散条約に関連するグレートブリテン及び北アイルランド連合王国における保障措置の適用に関するグレートブリテン及び北アイルランド連合王国、ユーラトム及び国際原子力機関の間の協定(以下「英国に関する保障措置協定」という。)で、千九百九十八年九月二十二日に作成された追加議定書により補足されたもの (d) 千九百七十八年七月二十七日に作成されたフランスにおける保障措置の適用に関するフランス、ユーラトム及び国際原子力機関の間の協定(以下「フランスに関する保障措置協
3 1 及び2の規定により行われる書面による通告及び確認は、第十四条に規定する手続に従う。 4 この協定の適用を受けることとされた核物質、設備及び核物質ではない資材は、次のいずれかの場合に該当することとならない限り、引き続きこの協定の適用を受ける。 (a) これらの品目が、この協定の関係規定に従い受領締約者の領域的管轄の外に移転された場合 (b) これらの品目がこの協定の適用を受けないこととなることについて、両締約者が合意する場合 (c) 核物質について、第八条1に規定する関連の協定中の規定であつて保障措置の終了に係るものに従い、当該核物質が消耗したこと、保障措置の適用が相当とされるいかなる原子力活動にも使用することができないような態様で希釈されたこと又は実際上回収不可能となつたことが決定された場合 第四条 原子力分野における研究開発に係る協力 両締約者は、相互の間又はそれぞれの機関の	5 第五条 協定の実施 1 この協定の規定は、日本国及びユーラトムにおける原子力活動を妨げ若しくは遅延させ、又はこれに対して不当に干渉することを回避するような態様により、また、当該原子力活動の経済的かつ安全な実施のために必要とされる管理についての慎重な慣行に適合するような態様により、誠実にこれを適用する。 2 この協定の規定は、商業上若しくは産業上の利益を追求するために、いずれか一方の締約者若しくはその認められた者の商業上若しくは産業上の利益(域内における利益であるか対外的な利益であるかを問わない。)を損なうために、いずれか一方の締約者若しくはユーラトムの加盟国政府の原子力政策に干渉するために、原子力の平和的非爆発目的利用の推進を妨げるために又はこの協定の適用を受けている品目若しくはこの協定の適用を受けることとなることにつき通告された品目の締約者の領域的管轄内における移転若しくは日本国とユーラトムとの間の移転を阻害するために、利用してはならない。	6 第六条 知的財産 両締約者は、日本国及び欧州共同体又はその加盟国において効力を有する関連の国際協定及び法令に従い、この協定の下の協力から生じた知的財産及び当該協力を通じて移転された技術の適切かつ効果的な保護を確保する。 7 第七条 平和的利用 1 この協定の下の協力は、平和的非爆発目的に限って行う。 2 この協定に基づいて移転された核物質、設備及び核物質ではない資材並びに回収され、又は副産物として生産された核物質は、平和的目的以外の目的で使用してはならず、また、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならない。 第八条 国際原子力機関及びユーラトムによる保障措置 1 この協定の下の協力は、適当な場合にはユーラトム条約に基づくユーラトムの保障措置が適用されていること及び次に掲げる保障措置協定に基づく国際原子力機関の保障措置の適用が受諾されていることを要件として、行う。	(a) 千九百七十七年三月四日に作成された不拡散条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定(以下「日本国に関する保障措置協定」という。)で、千九百九十八年十二月四日に作成された追加議定書により補足されたもの (b) 千九百七十七年四月五日に作成された不拡散条約第三条1及び4の規定の実施に関するオーストリア共和国、ベルギー王国、デンマーク王国、エストニア共和国、フィンランド共和国、ドイツ連邦共和国、ギリシャ共和国、アイルランド、イタリア共和国、ルクセンブルク大公国、オランダ王国、ポルトガル共和国、スペイン王国、スウェーデン王国、スロバキア共和国、ユーラトム及び国際原子力機関の間の協定(以下「ユーラトムの加盟国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びフランス共和国を除く。)」に関する保障措置協定」という。)で、千九百九十八年九月二十二日に作成された追加議定書により補足されたもの(その後の改正を含む。) (c) 千九百七十六年九月六日に作成された不拡散条約に関連するグレートブリテン及び北アイルランド連合王国における保障措置の適用に関するグレートブリテン及び北アイルランド連合王国、ユーラトム及び国際原子力機関の間の協定(以下「英国に関する保障措置協定」という。)で、千九百九十八年九月二十二日に作成された追加議定書により補足されたもの (d) 千九百七十八年七月二十七日に作成されたフランスにおける保障措置の適用に関するフランス、ユーラトム及び国際原子力機関の間の協定(以下「フランスに関する保障措置協

定」という。で、千九百九十八年九月二十二日に作成された追加議定書により補足されたもの。

2 この協定に基づいて移転された核物質及び回収され、又は副産物として生産された核物質は、次に規定する保障措置が適用されるものとする。

(a) 日本国内においては、日本国に関する保障措置協定に基づく国際原子力機関の保障措置に、ユーラトムの域内においては、ユーラトム条約に基づくユーラトムの保障措置及び場合に、ユーラトムの加盟国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びフランス共和国を除く。)に関する保障措置協定、英国に関する保障措置協定又はフランスに関する保障措置協定に基づく国際原子力機関の保障措置

3 国際原子力機関が何らかの理由により2の規定の下で必要とされる保障措置を適用しない場合には、両締約者は、是正措置をとるため直ちに協議するものとし、また、そのような是正措置がとられないときは、国際原子力機関の保障措置の原則及び手続に適合する取極であつて、2に規定する国際原子力機関の保障措置が意図するところと同等の効果及び適用範囲を有するものを速やかに締結する。

第九条 再移転

1 この協定に基づいて移転された核物質、設備及び核物質ではない資材並びに回収され、又は副産物として生産された核物質は、附属書Bに定める条件が満たされることについての保証を受領締約者が適切な方法によって得る場合又はこのような保証が得られない場合において供給締約者の書面による事前の同意があるときを除くほか、受領締約者の領域的管轄の外(供給締約者の領域的管轄内を除く。)に再移転してはならない。

2 この協定に基づいて移転された品目のうち次に掲げるものは、それを再移転することにつき1の規定によつては供給締約者の書面による事前の同意があることを要しない場合であつても、当該同意なしに受領締約者の領域的管轄の外(供給締約者の領域的管轄内を除く。)に再移転してはならない。ただし、日本国からユーラトムに移転された品目については当該品目が日本国政府と受領国である第三国の政府との間の原子力の平和的利用に関する協力のための関係の二国間協定の適用を受けることとなる場合又はユーラトムから日本国に移転された品目についてはユーラトムの作成する一覽表に掲げる国を受領国である第三国として当該品目を再移転する場合であつて、それぞれ当該品目を再移転することの通告が受領締約者から供給締約者に対して行われるときは、この限りでない。

(a) 機微な核物質

(b) 濃縮、再処理又は重水生産のための設備

両締約者は、この協定に基づいて移転された核物質、設備及び核物質ではない資材の安全かつ効果的な管理に関する情報を交換する。

第十条 透明性

第十一条 防護

1 日本国政府並びにユーラトムの加盟国政府及び場合により欧州委員会は、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され、又は副産物として生産された核物質について、各自の採用した基準(少なくとも附属書Cに定める水準の防護を確保するものに限る。)に従つて防護の措置をとる。

2 この協定の適用を受ける核物質の国際輸送に、日本国並びにユーラトムの加盟国及び場合によりユーラトムは、それらが締結し、及び千九百八十七年二月八日に効力を生じた核物質の防護に関する条約に適合するように行動する。

第十二条 既存の協定

1 この協定の規定は、千九百九十八年二月二十五日に作成された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定及び千九百九十年四月九日に作成された議定書により改正された千九百七十二年二月二十六日に作成された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の規定を補充するものとみなし、かつ、場合によりこれらの二国間協定中の関係規定に優先して適用されるものとする。

2 1に掲げる二国間協定に定める日本国政府、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府又はフランス共和国政府の権利及び義務は、この協定に定める当該各政府の権利及び義務の範囲を超える限りにおいて、引き続きこれらの二国間協定の下で実現され、及び履行されるものとする。

3 第三条1の規定にかかわらず、この協定の規定は、この協定の効力発生前に1に掲げる二国間協定に基づいて日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間又は日本国とフランス共和国との間で移転された核物質についても適用する。

4 第三条1の規定にかかわらず、この協定の規定は、両締約者が合意する場合には、この協定の効力発生前に日本国とユーラトムの加盟国

(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びフランス共和国を除く。)との間で移転された核物質についても適用する。

第十三条 停止及び終了

1 いずれの一方の締約者も、この協定の効力発生後のいずれかの時点において次の(a)又は(b)に規定する事情が他方の締約者の側(当該一方の締約者が日本国政府の場合にあつてはユーラトム及びその加盟国をいい、ユーラトムの場合には、この協定の下でのその後の協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を終了させ、及びこの協定に基づいて移転された核物質の返還を当該他方の締約者に要求する権利を有する。

(a) 第七条から第九条まで若しくは第十一条の規定又は第十五条に規定する仲裁裁判所の決定に対する違反をすること。

(b) 第八条1に掲げる国際原子力機関との間の保障措置協定を終了させること又は当該保障措置協定に対する重大な違反をすること。

2 ユーラトム又はいずれかのユーラトムの加盟国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びフランス共和国を除く。)が核爆発装置を爆発させる場合には、日本国政府は、1に規定する権利と同じ権利を有する。

3 グレートブリテン及び北アイルランド連合王国又はフランス共和国がこの協定に基づいて移転された核物質を用いて核爆発装置を爆発させる場合には、日本国政府は、1に規定する権利と同じ権利を有する。

4 日本国が核爆発装置を爆発させる場合には、ユーラトムは、1に規定する権利と同じ権利を有する。

官 報 (号 外)

5 いずれか一方の締約者がこの協定の下での協力の全部若しくは一部を停止し、この協定を終了させ、又はこの協定に基づいて移転された核物質の返還を要求する行動をとるに先立ち、両締約者は、他の適当な取極を行うことが必要となる場合のあることを考慮しつつ、是正措置をとることを目的として協議するものとし、適当な場合には、次の事項について慎重に検討する。 (a) 当該行動の影響 (b) 当該行動を検討することの原因となつた事情が故意にもたらされたものであるか否か。 6 この条の規定に基づく権利は、5の規定による協議の後適当な期間内に他方の締約者が是正措置をとることができなかった場合に限り、行使されるものとする。 7 いずれか一方の締約者がこの条の規定に基づきこの協定に基づいて移転された核物質の返還を要求する権利を行使する場合には、当該一方の締約者は、当該核物質の公正な市場価値について、他方の締約者又は関係する者に補償を行う。	3 この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が交渉、仲介、調停又は他の同様の手続により解決されない場合には、両締約者は、この3の規定に従つて選定される三人の仲裁裁判官によつて構成される仲裁裁判所に当該紛争を付託することを合意することができる。各締約者は、一人の仲裁裁判官(日本国又はユーラトムの加盟国の国民とすることができ、)を指名し、このようにして指名された二人の仲裁裁判官は、裁判長となる第三の仲裁裁判官(日本国及びユーラトムの加盟国以外の国の国民でなければならぬ。)を選任する。仲裁裁判の要請が行われてから三十日以内にいずれか一方の締約者が仲裁裁判官を指名しなかつた場合には、いずれの締約者も、国際司法裁判所長に対し、一人の仲裁裁判官を任命するよう要請することができる。第二の仲裁裁判官の指名又は任命が行われてから三十日以内に第三の仲裁裁判官が選任されなかつた場合には、同様の手続が適用されるものとする。ただし、任命される第三の仲裁裁判官は、日本国又はユーラトムの加盟国の国民であつてはならない。仲裁裁判には、仲裁裁判所の構成員の過半数が出席していなければならず、すべての決定には、二人の仲裁裁判官の同意を必要とする。仲裁裁判の手続は、仲裁裁判所が定める。仲裁裁判所の決定は、両締約者を拘束する。	に必要ならそれぞれの内部手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、三十年間効力を有する。その後は、この協定は、いずれか一方の締約者がこの協定の有効期間の満了する日の遅くとも六箇月前までに他方の締約者に対してこの協定を終了させる旨を書面により通告しない限り、自動的に五年間ずつ延長されるものとする。 2 この協定の下での協力の全部若しくは一部の停止又はこの協定の終了(理由のいかんを問わない。)の後においても、第七条から第九条まで及び第十一条の規定は、引き続き効力を有する。	附属書A A部 1 原子炉 制御された自己維持的核分裂連鎖反応を維持する運転能力を有する原子炉(ゼロ出力炉を除く。ゼロ出力炉とは、設計上の最大プルトニウム生成量が年間百グラムを超えない炉をいう。) 2 原子炉容器 1に規定する原子炉の炉心及び8に規定する原子炉内装物を収納するために特に設計し若しくは製作した金属容器又はその主要な工作部品 3 原子炉燃料交換機 1に規定する原子炉についての燃料の挿入又は取出しのために特に設計し、又は製作した操作用設備 4 原子炉制御棒及び原子炉制御設備 1に規定する原子炉における核分裂過程の制御のために特に設計し、又は製作した棒、その支持体若しくは懸架体、制御棒駆動機構又は制御棒案内管 5 原子炉圧力管 1に規定する原子炉の内部に燃料要素及び一次冷却材を五十気圧を超える運転圧力下において収容するために特に設計し、又は製作した管 6 ジルコニウム管 ジルコニウム金属若しくはジルコニウム合金の管又はこれらの管の集合体であつて、1に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作し、かつ、ハフニウムとジルコニウムとの重量比が一对五百未満のもの(いずれかの十二箇月の期間において五百キログラムを超える量の供給を行う場合に限り。) 7 一次冷却材ポンプ 1に規定する原子炉にお
第十四条 運用手続 両締約者の適当な当局は、この協定を効果的に実施するための運用手続を作成し、及び必要に応じてこれを修正する。 第十五条 協議及び仲裁 1 両締約者は、この協定の下での協力を促進するため、いずれか一方の締約者の要請に基づき、外交上の経路又は他の協議の場を通じて相互に協議することができる。 2 この協定の解釈又は適用に関し問題が生じた場合には、両締約者は、いずれか一方の締約者の要請に基づき、相互に協議する。	第十六条 附属書の地位 附属書は、この協定の不可分の一部を成す。附属書は、日本国政府と欧州委員会との間の書面による合意により、この協定の改正によることなく修正することができる。 第十七条 効力発生及び有効期間 1 この協定は、両締約者がこの協定の効力発生	以上の証拠として、下名は、それぞれ日本国政府及び欧州原子力共同体から正当に委任を受けてこの協定に署名した。 二千六年二月二十七日にブリュッセルで、作成した。 日本国政府のために 河村武和 欧州原子力共同体のために ビエバルグス	

ける一次冷却材の循環のために特に設計し、又は製作したポンプ	8 原子炉内装物 炉心支持柱、燃料チャネル、熱遮へい体、調節板、炉心格子板、拡散板等1に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作した原子炉内装物	9 熱交換器 1に規定する原子炉の一次冷却材回路において使用するために特に設計し、又は製作した熱交換器(蒸気発生器)	10 中性子検出機器及び中性子計測機器 1に規定する原子炉の炉心内部の中性子束を測定するために特に設計し、又は製作した中性子検出機器及び中性子計測機器	11 照射済燃料要素の再処理プラント及び照射済燃料要素の再処理のために特に設計し、又は製作した設備	12 原子炉燃料要素の加工プラント及び原子炉燃料要素の加工のために特に設計し、又は製作した設備	13 ウラン同位元素の分離プラント及びウラン同位元素の分離のために特に設計し、又は製作した設備であつて分析機器以外のもの	14 重水、重水素及び重水素化合物の生産又は濃縮のためのプラント並びに重水、重水素及び重水素化合物の生産又は濃縮のために特に設計し、又は製作した設備	15 12及び13にそれぞれ規定する原子炉燃料要素の加工又はウラン同位元素の分離に使用するためのウラン及びプルトニウムの転換プラント並びに当該ウラン及びプルトニウムの転換のために特に設計し、又は製作した設備
B部	1 重水素及び重水 A部の1に規定する原子炉において使用する重水素、重水(酸化重水素)及び重水素原子と水素原子との比が一对五千を超える他の重水素化合物(いずれかの十二箇月の期間において重水素原子の量につき二百キログラムを超える量の供給を行う場合に限る。)	2 原子炉級黒鉛 ほう素当量百万分の五の純度を超える純度及び一・五〇グラム毎立方センチメートルを超える密度を有する黒鉛であつて、A部の1に規定する原子炉において使用するもの(いずれかの十二箇月の期間において三十メートル・トンを超える量の供給を行う場合に限る。)	附属書B	(i) 再移転される品目が受領国である第三国において平和的非爆発目的にのみ使用されること。	(ii) 受領国である第三国が非核兵器国である場合には、当該第三国におけるすべての核物質について国際原子力機関による保障措置の適用が現在及び将来にわたつてあること。	(iii) 核物質が再移転される場合には、受領国である第三国において当該核物質について国際原子力機関による保障措置の適用があること。	(iv) 核物質が再移転される場合には、受領国である第三国において当該核物質について適切な防護の措置(少なくとも附属書Cに定める水準でなければならない。)が維持されること。	
(v) この附属書Bに定める条件と同等のものが満たされることについての保証を他の国から得ることなしに、再移転される品目が受領国である第三国から当該他の国に更に再移転されることのないこと。	附属書C 防護の水準	付表において区分された核物質の使用、貯蔵及び輸送に当たり日本政府並びにユーラトムの加盟国政府及び場合により欧州委員会が確保すべきものとして合意される防護の水準は、最小限、次の指標によるものとする。	第三群	使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている区域内において行うこと。	輸送に当たっては、特別の予防措置(荷受人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送の場合にあつては供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意であつて、輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを締結することを含む。)の下に行うこと。	第二群	使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている防護区域(警備員又は電子装置により常時監視される区域であつて、適切な管理の下にある限定された箇所においてのみ出入が可能な物理的障	
壁により囲い込まれたものをいう。)内において又は防護の水準がこれと同等の水準にある区域内において行うこと。	輸送に当たっては、特別の予防措置(荷受人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送の場合にあつては供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意であつて、輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを締結することを含む。)の下に行うこと。	第一群	この群に属する核物質は、次に定める信頼性の高い方式により、許可なしに使用される危険から防護されるものとする。	使用及び貯蔵に当たっては、高度に防護された区域(第二群に属する核物質について定める防護区域であつて、さらに、信頼性につき確認を受けた者のみに出入が許可され、かつ、適当な関係当局との緊密な連絡の下にある警備員により監視されるものをいう。)内において行うこと。この関連においてとられる具体的な措置は、攻撃、許可されない出入又は許可されない関係核物質の除去を感知し、及び防止することを、その目的とすべきものである。	輸送に当たっては、第二群及び第三群に属する核物質の輸送について定める特別の予防措置の下において、さらに、護送者により常時監視され、及び適当な関係当局との緊密な連絡が確保される状況の下で行うこと。			

付表 核物質の区分

核物質	形態	第一群	第二群	第三群
1 プルトニウム (注a)	未照射(注b)	二キログラム以上	五〇〇グラムを超え二キログラム未満	五〇〇グラム以下 (注c)
2 ウラン二三五	未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が二〇パーセント以上のウラン	五キログラム以上	一キログラムを超え五キログラム未満	一キログラム以下 (注c)
3 ウラン二三三	未照射(注b) ウラン二三三の濃縮度が一〇パーセント以上二〇パーセント未満のウラン	一〇キログラム以上	一〇キログラム未満	一〇キログラム以下 (注c)
	未照射(注b) ウラン二三三の濃縮度が天然ウランにおける混合率を超え一〇パーセント未満のウラン (注d)			一〇キログラム以上
	未照射(注b)	二キログラム以上	五〇〇グラムを超え二キログラム未満	五〇〇グラム以下 (注c)

4 照射済燃料

劣化ウラン、天然ウラン、トリウム又は低濃縮燃料(核分裂性成分含有率一〇パーセント未満) (注e、注f)
--

注a プルトニウム二三八の同位体濃度が八十パーセントを超えるものは、含まない。

注b 原子炉内で照射されていない核物質、又は原子炉内で照射された核物質であつて当該核物質からの放射線の吸収線量率が遮へいのない距離一メートルの地点において一グレイ毎時(百ラド毎時)以下であるもの

注c 放射線学上の有意量に満たない量の核物質を除くべきこととするが、そのような核物質については、管理についての慎重な慣行に従つて防護すべきものとする。

注d 天然ウラン、劣化ウラン、トリウム及び第三群の欄に特定する量に満たない量の濃縮度が十パーセント未満のウランについては、管理についての慎重な慣行に従つて防護すべきものとする。

注e 第二群に属する核物質としての防護の水準が望ましいが、日本国政府並びにユーラトムの加盟国政府及び場合により欧州委員会、具体的な状況についての評価に基づき、これと異なる区分の防護の水準を指定することができる。

注f 他の燃料であつて当初の核分裂性成分含有量により照射前に第一群又は第二群に分類されるものについては、当該燃料からの放射線の吸収線量率が遮へいのない距離一メートルの地点において一グレイ毎時(百ラド毎時)を超える間においては、防護の水準をそれぞれ一群ずつ下げることができる。

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

我が国は、燃料供給の安定化に向けて核燃料サイクル政策をとつてきている。この政策の一環として、我が国の原子力発電所から生じた使

用済燃料を英国又はフランスにて再処理した結果回収されたプルトニウム及びウランを、核燃料として加工するためにベルギー、ドイツ及びオランダに大量かつ継続的に移転することが見込まれている。このような状況の中、我が国は、これらの諸国を加盟国に含む欧州原子力共同体(以下「ユーラトム」という。)との間で、原子力の平和的利用を確保するための協定の締結

交渉を行うことについて意見が一致したことを受け、平成十一年四月より交渉を重ねた結果、案文について最終的合意に達したので、平成十八年二月二十七日ブリュッセルにおいて、本協定の署名が行われた。

本協定は、原子力の平和的利用に関する我が国とユーラトムとの間の協力を行うための法的枠組みを整備するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 日本国政府及びユーラトム(以下「両締約者」という。)は、平和的非爆発目的利用のための原子力分野における取引、研究開発等を促進するため、核物質等の供給、役務の提供、専門家及び公開の情報交換等の方法により協力すること。

2 この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行い、また、この協定の適用を受ける核物質は、平和的目的以外の目的では使用してはならず、いかなる核爆発装置又はその研究若しくは開発のためにも使用してはならないこと。

3 この協定の適用を受ける核物質には、両締約者が国際原子力機関との間で締結している保障措置協定に基づく保障措置等が適用されること。

4 この協定の適用を受ける核物質は、一定の条件が満たされない限り、両締約者のうち受領側の管轄外(供給側の管轄内を除く。)に再移転してはならないこと。

5 日本国政府並びにユーラトムの加盟国政府及び場合により欧州委員会は、この協定に基づいて移転された核物質等について、各自の採用した基準に従って防護措置をとること。

6 この協定の規定は、日英、日仏両国間にお

いてそれぞれ締結されている原子力の平和的利用協力協定の規定を補充し、かつ、場合によりこれらの協定の関係規定に優先して適用されること。

7 両締約者の一方がこの協定の一定の規定に違反した場合等には、他方は、この協定の下でのその後の協力を停止し、又はこの協定を終了させ、及びこの協定に基づいて移転された核物質の返還を要求する権利を有すること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書Aは、設備及び核物質ではない資材とされる物を、附属書Bは、協定の適用を受ける核物質等の再移転に当たって得るべき保証の内容を、附属書Cは、協定の適用を受ける核物質について確保すべき防護の水準について規定している。

本協定は、両締約者がそれぞれの内部手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生じ、三十二年間効力を有することになっている。

よって政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、我が国とユーラトムの加盟国との間の原子力分野の協力が更に強化されるとともに国際的な核不拡散への我が国の貢献にも資するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十八年六月二日

外務委員長 原田 義昭
衆議院議長 河野 洋平殿

平成十八年六月六日 衆議院会議録第三十四号

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番四号 独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
二二〇円	二三〇円